

# 魚沼市下水道事業経営戦略(第2次)

---

令和8年度～令和17年度  
(2026年度～2035年度)



令和8年3月改定

魚沼市ガス水道局



# 目次

第1章 経営戦略改定の概要	1
第1節 改定の趣旨	
1 経営戦略の概要	1
2 魚沼市の下水道事業	1
第2節 計画期間	1
第2章 事業の概要	2
第1節 事業の概要	
1 施設の概要	3
2 使用料	8
3 組織	10
第2節 これまでの主な経営健全化の取組状況	
1 施設の集約及び統廃合	11
2 会計及び組織の統合	11
3 民間活力の活用	12
第3節 経営比較分析表を用いた現状分析	
1 経営の健全性・効率性	13
2 老朽化の状況	16
3 収益的収支の構成比	18
第4節 将来の事業環境	
1 人口等予測	19
2 排水量予測	20
3 使用料収入の見通し	20
4 施設の見通し	20
5 組織の見通し	21
第3章 経営の基本方針及び経営目標	
1 経営基本方針	22
2 経営目標	22

## 第4章 投資・財政計画（収支計画）

第1節 収支計画	23
1 収益的収支	24
2 資本的収支	26
第2節 収支計画のうち投資について	
1 投資の目標	28
2 管渠、処理場等の建設・更新	28
3 施設のダウンサイジング	30
4 スtockマネジメントの充実	30
5 防災・安全対策	31
第3節 収支計画のうち財政（財源）について	
1 財源の目標	32
2 使用料収入	32
3 企業債	33
4 繰入金	33
第4節 収支計画のうち投資以外の経費・取組について	
1 経常的経費の縮減	34
2 魚野川流域下水道負担金	34
3 組織の活性化と人材育成	34
4 未収金の徴収対策	34
5 接続率の向上	34
6 資金管理・調達に関する事項	34
7 情報公開に関する事項	34
第5節 その他今後検討予定の取組	
1 広域化・共同化	35
2 デジタルトランスフォーメーションの推進	35
3 下水道事業におけるウォーターPPP導入の検討	35
4 国による制度改正に伴う対応	35
5 新たな財源等に関する検討	35

第5章 経費回収率の向上に向けたロードマップ	36
------------------------	----

第6章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	37
-------------------------	----

《巻末》	
・ 経営比較分析表	38
・ 用語解説	43

## 第1章 経営戦略改定の概要

### 第1節 改定の趣旨

#### 1 経営戦略の概要

公営企業は、地方公営企業法上、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営され、また、サービスの提供に要する経費は、サービスを受ける者が負担するという独立採算制を採ることとされています。将来にわたり、住民生活に必要なサービスを安定的に供給していくため、公営企業の経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組み、公営企業の意義や必要性、採算性等について改めて検討を行い、事業継続の是非や事業手法について判断していく必要があります。公営企業の経営健全化や抜本的改革に取り組む上での重要なツールとして位置づけられているのが、公営企業の経営戦略です。

#### 2 魚沼市の下水道事業

本市の下水道事業は、平成19年度から地方公営企業法適用の公営企業として、ガス事業と水道事業とともに経済性の発揮と公共の福祉の増進、公共性の確保に努めながら運営してきました。

下水道事業の経営については、平成22年度に「魚沼市公営企業経営計画」を策定し、投資面と財政面の調整を図りながら事業を実施してきたところです。その後、平成28年1月の総務省の経営戦略策定推進の方針に基づき、平成28年度に10年間を計画期間とした「魚沼市下水道事業経営戦略」を策定し、本戦略に基づく事業運営を行ってきました。

この度、令和7年度末で計画期間が終了することに伴い、経営方針とともに投資・財政計画の指針に対する目標値を示したほか、ストックマネジメントなどの基盤強化及び時代とともに求められているデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進や脱炭素化への取組等といった新たな課題を盛り込んだ、今後10年間の経営戦略の改定を行うこととしました。

本市の下水道施設の整備は、昭和50年代から始まり、県内でも早い時期に普及率がほぼ100%となりました。接続率は97%と高く、これ以上の大幅な伸びは見込めない中、昨今の節水型機器の普及と節水指向の高まりに加え、人口減少に伴う使用料収入の減少も見込まれ、経営環境は厳しさを増すことが予想されます。また、近年、全国的に上下水道の老朽管に起因する大規模な事故が発生しており、設備の点検及び更新の重要性への認識が高まっています。

公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続し、中長期的な視点から経営基盤の強化に向けて、経営の質と効率性を高めるとともに、機動的かつ柔軟に事業運営を行い、安全安心で持続可能な市民サービスの実現を目指し、本戦略に基づき事業運営を行っていきます。

### 第2節 計画期間

本戦略の計画期間は、第3次魚沼市総合計画の基本構想に合わせ、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

## 第2章 事業の概要

### 第1節 事業の概要

本市における下水処理施設は、公共下水道が5施設(内1施設は魚野川流域下水道施設)、農業集落排水処理施設が11施設、小規模集合排水処理施設が1施設の計17施設となっているほか、合併浄化槽が143基設置されています。この処理施設及び合併浄化槽において家庭等から排水される汚水を処理することにより、公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全を図っています。

処理施設及び管渠施設について、市内全域で整備がほぼ完了し、現在ではそれらの施設の維持管理等が主な業務となっています。公共下水道処理施設及び農業集落排水処理施設はともに昭和59年から平成9年の間に供用開始した施設が多く、建設後40年以上経過している施設もあり、施設の老朽化が進んでいます。

経営は、地方公営企業法を適用し、独立採算制・受益者負担の原則の下、事業に要する経費は使用料収入等を充てた上で、なお不足する分は一般会計からの繰入金で賄っています。

なお、事業規模は、令和6年度決算では、収益的収入で22.2億円、収益的支出で21.5億円、資本的収入で4.0億円、資本的支出で12.6億円となっています。

#### ■基本情報（令和6年度決算）

令和7年3月31日現在

人 口	32,234人	処理可能人口	32,185人
面 積	946.76k㎡	処理区域面積	177.10k㎡
人口密度	34.05人/k㎡	処理人口密度	181.73人/k㎡
普及率	99.85%	有収率	75.46%
年間の処理水量	4,824千m <sup>3</sup>	年間の有収水量 (使用料の対象となった水量)	3,641千m <sup>3</sup>

## 1 施設の概要

### 【事業の名称】

本市では、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、小規模集合排水処理事業、個別排水処理事業の5事業を下水道事業として実施しています。

令和7年3月31日現在

No	事業名称	処理区域	流域・単独等の別
1	公共下水道事業	堀之内	流域下水道 (県)
		小出(大池川以北)	
		湯之谷	
		大沢(旧農業集落排水。H21.3.31流域に接続)	
		水下(旧農業集落排水。H21.3.31流域に接続)	
		大湯(旧特定環境保全公共下水道。H26.6.30流域に接続)	
2	特定環境保全公共下水道事業	小出(大池川以南)	単独下水道 (市)
		広神	
		池平(旧農業集落排水。H26.6.30流域に接続)	
		奥只見	
		銀山平	
		須原	
		上条	
3	農業集落排水事業	原	単独下水道 (市)
		舟山(H28.6.30原に接続)	
		並柳	
		貫谷(H26.3.31並柳に接続)	
		雁坂下	
		新雁坂下	
		小平尾(H18.4.1新雁坂下に接続)	
		田中	
		滝之又	
		守門南部	
		高倉	
		福山	
		穴沢	
		大栃山(H16.10.25穴沢に接続)	
		横根(R6.9.26穴沢に接続)	
末沢			
大白川(H23.12.5末沢に接続)			
4	小規模集合排水処理事業	柿ノ木	
5	個別排水処理事業	福山・高倉	個別

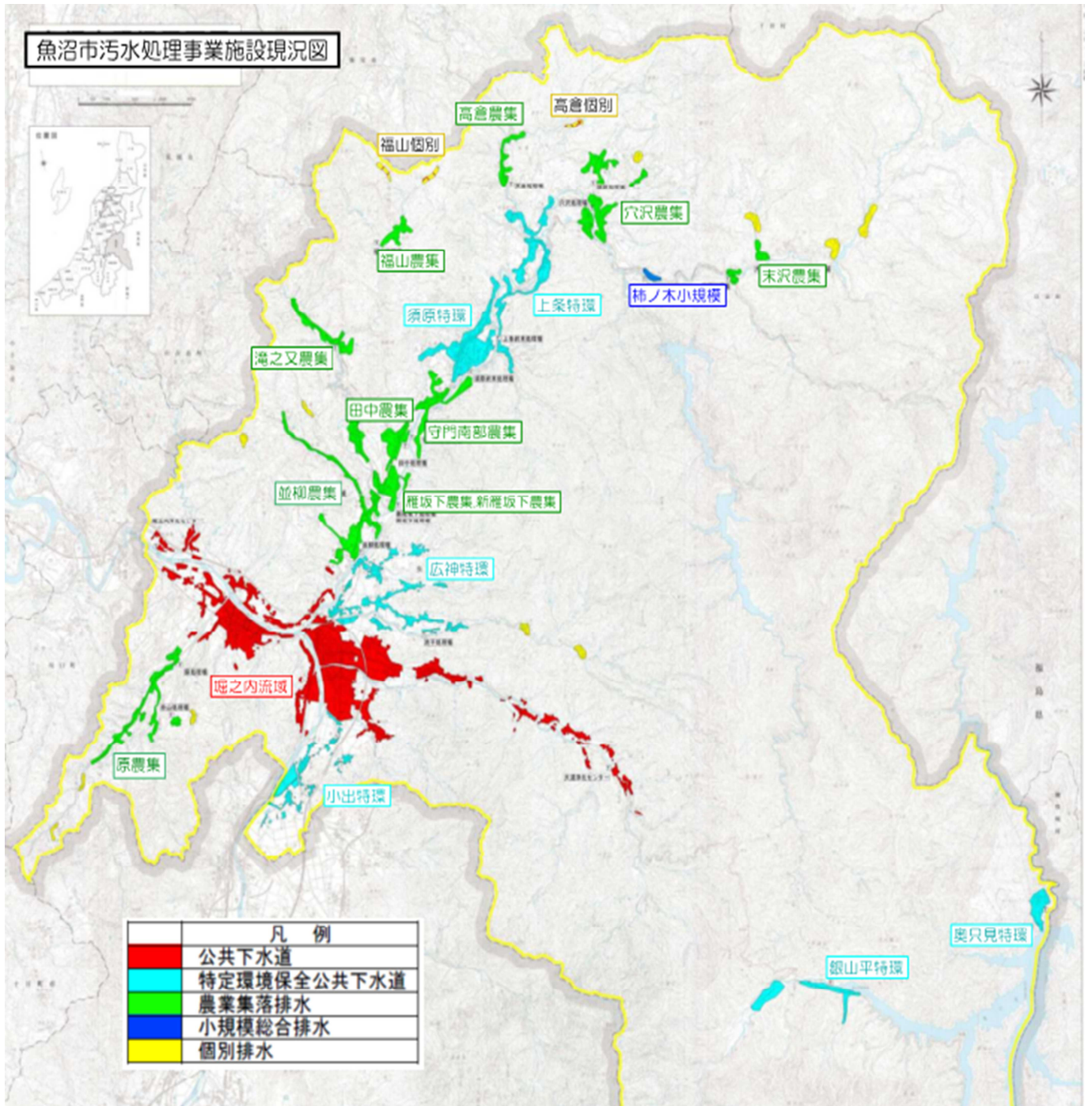
※ 処理区域一覧表は、4ページのとおり。

## 処理区域一覧表

令和7年3月31日現在

処理場名等	処理区域
公共下水道（公共下水道・特定環境保全公共下水道）	
堀之内浄化センター （魚野川流域下水道）	魚沼市堀之内の一部、与五郎新田、大石の一部、下倉の一部、田戸の一部、根小屋の一部、竜光の一部、新道島の一部、下新田の一部、下島の一部、田川の一部、和長島の一部、徳田の一部、吉水の一部、小出島の一部、日渡新田、大塚新田の一部、四日町の一部、青島の一部、佐梨の一部、古新田の一部、中原の一部、上原の一部、干溝の一部、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、稲荷町一丁目、諏訪町一丁目、横町一丁目、横町二丁目、浦町一丁目、柳原一丁目、中ノ島、虫野の一部、原虫野の一部、伊勢島の一部、大浦の一部、板木の一部、十日町の一部、大浦新田の一部、岡新田の一部、井口新田、七日市、七日市新田、吉田、大沢、葎沢、葎和田の一部、湯之谷芋川の一部、宇津野の一部、下折立の一部、上折立の一部、折立又新田の一部、大湯温泉の一部、中島の一部、中島新田の一部、今泉の一部、江口の一部、江口新田の一部、新保の一部、新保新田の一部、山田の一部、米沢の一部、一日市の一部、中家の一部、中家新田の一部、中家今新田の一部、池平及び池平新田
奥只見浄化センター	魚沼市湯之谷芋川の一部
銀山平浄化センター	魚沼市宇津野の一部
須原終末処理場	魚沼市大倉の一部、福田新田の一部、須川の一部、須原の一部及び大原新田の一部
上条終末処理場	魚沼市細野の一部、松川の一部、渋川の一部、東野名の一部、西名の一部、西名新田の一部、宮椿新田の一部、長鳥の一部及び上長鳥新田の一部
農業集落排水処理施設	
原処理場	魚沼市吉水の一部、原、明神及び魚野地
滝之又処理場	魚沼市小平尾の一部（外山、滝之又）
田中処理場	魚沼市金ヶ沢、田中、宮沢新田及び栗山
並柳処理場	魚沼市東中、田尻、泉沢、山口、並柳、和田、連日、小庭名、小庭名新田、吉平、吉原、茂沢及び水沢
新雁坂下処理場	魚沼市小平尾の一部（外山、滝之又、越又を除く。）
雁坂下処理場	魚沼市親柄、宮沢新田の一部、横瀬、清本、長堀新田、下田及び和田の一部
守門南部処理場	魚沼市赤土、三淵沢、大倉沢及び須川の一部
高倉処理場	魚沼市高倉の一部
福山処理場	魚沼市福山新田の一部
穴沢処理場	魚沼市穴沢の一部（柿ノ木を除く。）、大栃山、平野又、芋鞆の一部及び横根
末沢処理場	魚沼市大白川の一部（大原、五味沢を除く）
小規模集合排水処理施設	
柿ノ木処理施設	魚沼市穴沢の一部（柿ノ木）

令和7年3月31日現在



## 【処理施設の概要】

令和 7 年 3 月 31 日現在

下水道の種類	流域・単独	名称	供用開始	統合・整備等	処理方式
公共下水道 ・公共下水道 ・特定環境保全公共下水道	流域下水道	堀之内浄化センター	H4. 8. 1		標準活性汚泥法
	単独下水道	奥只見浄化センター	H1. 7. 14		回分式活性汚泥法
		銀山平浄化センター	H13. 7. 1		回分式活性汚泥法
		須原終末処理場	S59. 4. 2	H17年度機械更新事業完了	オキシデーションディッチ法
		上条終末処理場	H4. 3. 31	整備済：1系列730m <sup>3</sup> /日	オキシデーションディッチ法
農業集落排水	単独下水道	原処理場	H6. 8. 1		オキシデーションディッチ法
		並柳処理場	H4. 4. 4		オキシデーションディッチ法
		雁坂下処理場	H5. 4. 1	雁坂下（親柄：H18. 4. 1新雁坂下に接続）	回分式活性汚泥法
		新雁坂下処理場	H18. 4. 1	小平尾、親柄	回分式活性汚泥法
		滝之又処理場	H12. 3. 31		連続流入間欠曝気法
		田中処理場	S60. 12. 1	H6. 3. 31処理方式変更	長時間曝気法
		守門南部処理場	H5. 3. 31		回分式活性汚泥法
		高倉処理場	H7. 9. 1		連続流入間欠曝気法
		福山処理場	H9. 9. 1		連続流入間欠曝気法
		穴沢処理場	S61. 11. 1		回分式活性汚泥法
		(横根処理場)	H4. 9. 14	R6. 9. 26穴沢に接続	回分式活性汚泥法
		末沢処理場	H6. 6. 27		回分式活性汚泥法
小規模集合排水処理	単独下水道	柿ノ木処理施設	H16. 11. 1	小規模集合排水処理施設整備事業	合併浄化槽50人槽
個別排水処理	個別	福山・高倉地区			合併浄化槽18基

※公共下水道、農業集落排水では、平成 16 年度に 26 処理場あったものを、令和 6 年度までに 11 処理場を統廃合し、16 処理場としました。

令和7年3月31日現在

名称	計画処理人口 人	行政人口 7.3.31 人	整備人口 7.3.31 人	水洗化人口 7.3.31 人	計画日最大 汚水量 m <sup>3</sup> /日	R6処理水量 (実績) m <sup>3</sup> /日	R6有収水量 (実績) m <sup>3</sup> /日	R6有収率 (実績) %	管路延長 km
堀之内浄化センター	22,819	24,492	24,492	23,814	11,503	9,728	7,862	80.81	283.7
奥只見浄化センター	5,595	3	3	3	380	27	28	105.25	2.9
銀山平浄化センター	5,070	5	5	4	590	60	17	28.72	6.5
須原終末処理場	1,200	1,149	1,149	1,148	620	574	360	62.61	23.1
上条終末処理場	900	874	874	858	469	485	249	51.43	25.6
原処理場	1,010	633	633	629	303	209	158	75.39	15.0
並柳処理場	2,230	1,470	1,470	1,459	669	804	425	52.88	24.0
雁坂下処理場	1,070	839	839	834	477	206	140	68.17	9.8
新雁坂下処理場	520					189	94	49.81	4.1
滝之又処理場	520	239	239	221	172	106	52	49.39	7.4
田中処理場	1,850	644	644	642	611	166	168	101.11	7.1
守門南部処理場	990	494	494	486	326	183	125	68.72	11.8
高倉処理場	350	95	95	93	116	31	24	78.41	4.6
福山処理場	250	83	83	76	83	33	18	54.70	4.0
穴沢処理場	1,840	761	761	726	552	410	214	52.26	21.0
(横根処理場)	500	83	83	81	165				
末沢処理場	410	81	81	81	123	41	29	72.28	5.7
柿ノ木処理施設	49	11	11	11		3	3	100.00	
福山・高倉地区		29	29	29		7	7	100.00	
計	47,173	31,985	31,985	31,195	17,159	13,260	9,974	75.22	456.3

## 2 使用料

### (1) 使用料改定の推移

本市の下水道使用料は、合併後の平成 22 年度に激変緩和措置を設けた市内統一使用料に改定しました。「基本使用料」と、排水量に応じて 1 m<sup>3</sup>あたりの料金が段階的に高くなる逦増制<sup>ていぞう</sup>の「従量使用料」の組み合わせにより算定されます。

使用料改定の検討については、平成 22 年度の改定の際に魚沼市公営企業運営審議会から意見書として提出された内容に従い、4 年ごとに原価の再算定、料金水準、体系の検証を行うこととしています。また、広く財務状況等を公表した上で、改定を行う場合はその必要性を周知します。

なお、町村合併後の改定の推移は次のとおりです。

#### 【平成 22 年度（使用料改定）】

- ・旧町村地区の料金統一
- ・料金体系の見直し
- ・健全な経営を確保するために資産維持費を算入
- ・人件費等の経費削減目標を経営努力分として料金原価から控除
- ・経済情勢を考慮し、料金の引き上げに対する激変緩和措置の実施

#### 【平成 26 年度（使用料改定）】

- ・下水道事業の継続とナショナルミニマム
- ・使用量に応じた従量料金体系
- ・経営健全化の成果を使用料に反映し減額改定

#### 【平成 30 年度・令和 4 年度・令和 8 年度（使用料据え置き）】

- ・改定なし

#### 下水道使用料（下水道条例から抜粋）

令和 7 年 4 月 1 日現在（税込）

使用料区分	条件または下水排除量	金額
基本使用料	1 のメーターにつき	1,210.00 円
従量使用料の単価	10 立方メートルまでの 下水排除量 1 立方メートルにつき	84.70 円
	10 立方メートルを超え 20 立方メートルまでの 下水排除量 1 立方メートルにつき	205.70 円
	20 立方メートルを超え 30 立方メートルまでの 下水排除量 1 立方メートルにつき	211.20 円
	30 立方メートルを超え 100 立方メートルまでの 下水排除量 1 立方メートルにつき	216.70 円
	100 立方メートルを超える 下水排除量 1 立方メートルにつき	222.20 円

※令和 7 年 4 月 1 日現在金額は、平成 26 年 4 月 1 日改定による。（令和元年消費税改定を含む。）

### ■令和4～6年度の20 m<sup>3</sup>当たりの下水道使用料（税込）

年 度	条例上の使用料	実質的な使用料
令和4年度	4,114.00円	4,365.00円
令和5年度	4,114.00円	4,370.35円
令和6年度	4,114.00円	4,377.10円

※ 条例上の使用料は、下水道条例に規定された算定方法により20 m<sup>3</sup>使用した場合で算出しています。

※ 実質的な使用料は、使用料収入の合計を有収水量の合計で除した値に20 m<sup>3</sup>を乗じて算出しています。

### (2) 使用料算定の対象となる経費

使用料算定にあたっては、平成29年に公益社団法人日本下水道協会から公表された「下水道使用料算定の基本的考え方」及び「魚沼市下水道料金算定基準」に基づきます。

独立採算を原則として、通常の間接費である人件費、動力費、委託料などのほか減価償却費、企業債利息の資本費、さらに物価上昇や施設の高度化に対応するため償却資産の一定割合分として算定される資産維持費を含む総括原価方式となっています。

本市の下水道事業は、有収水量及び処理人口の75～80%は流域下水道、他は単独処理場を有する処理区域となっており、地域によって下水処理経費に差異はありますが、事業を一体的に運営することで下水道使用料の公平性を保ち、使用料を充ててもなお不足する経費は一般会計からの繰入金で充て、その分は使用料原価から控除しています。

### (3) 使用料水準

本市を含む新潟県内の20市の状況は、下表のとおりです。

### ■下水道使用料（県内20市状況）

令和7年3月31日現在

使用量	10m <sup>3</sup> /月		20m <sup>3</sup> /月		30m <sup>3</sup> /月		50m <sup>3</sup> /月		100m <sup>3</sup> /月	
	順位	自治体名	料金(税込)円	自治体名	料金(税込)円	自治体名	料金(税込)円	自治体名	料金(税込)円	自治体名
1	燕市	902	燕市	1,958	燕市	3,157	燕市	5,555	燕市	12,100
2	長岡市	1,210	長岡市	2,596	阿賀野市	3,960	阿賀野市	6,820	阿賀野市	14,410
3	新潟市	1,309	阿賀野市	2,640	長岡市	3,982	長岡市	6,996	長岡市	15,136
4	五泉市	1,320	五泉市	2,860	五泉市	4,400	五泉市	7,590	五泉市	15,560
5	阿賀野市	1,320	新潟市	3,047	新潟市	4,785	小千谷市	8,250	小千谷市	16,500
6	柏崎市	1,507	新発田市	3,168	新発田市	4,818	新発田市	8,558	見附市	17,600
7	新発田市	1,518	柏崎市	3,201	小千谷市	4,950	柏崎市	8,695	村上市	18,183
8	加茂市	1,523	小千谷市	3,300	柏崎市	4,977	見附市	8,800	柏崎市	18,870
9	十日町市	1,540	加茂市	3,316	加茂市	5,164	加茂市	8,970	19市 平均	19,001
10	19市 平均	1,594	十日町市	3,355	19市 平均	5,171	新潟市	8,987	新発田市	19,008
11	三条市	1,650	19市 平均	3,358	十日町市	5,225	村上市	8,998	加茂市	19,035
12	小千谷市	1,650	村上市	3,487	見附市	5,280	19市 平均	9,003	南魚沼市	19,205
13	村上市	1,650	見附市	3,520	村上市	5,324	十日町市	9,075	十日町市	19,250
14	見附市	1,760	糸魚川市	3,614	糸魚川市	5,429	南魚沼市	9,605	新潟市	19,492
15	糸魚川市	1,799	胎内市	3,745	胎内市	5,675	糸魚川市	9,719	胎内市	20,625
16	胎内市	1,815	三条市	3,795	南魚沼市	5,765	胎内市	9,775	三条市	20,955
17	佐渡市	1,886	南魚沼市	3,845	三条市	5,940	三条市	10,230	糸魚川市	20,994
18	妙高市	1,892	妙高市	3,872	妙高市	6,138	魚沼市	10,560	魚沼市	21,395
19	南魚沼市	1,925	魚沼市	4,114	魚沼市	6,226	妙高市	10,670	佐渡市	23,468
20	魚沼市	2,057	上越市	4,205	上越市	6,592	佐渡市	11,478	妙高市	24,090
21	上越市	2,104	佐渡市	4,284	佐渡市	6,682	上越市	12,290	上越市	26,535

■水道料金・下水道使用料 合計（県内 20 市状況）

令和 7 年 3 月 31 日現在

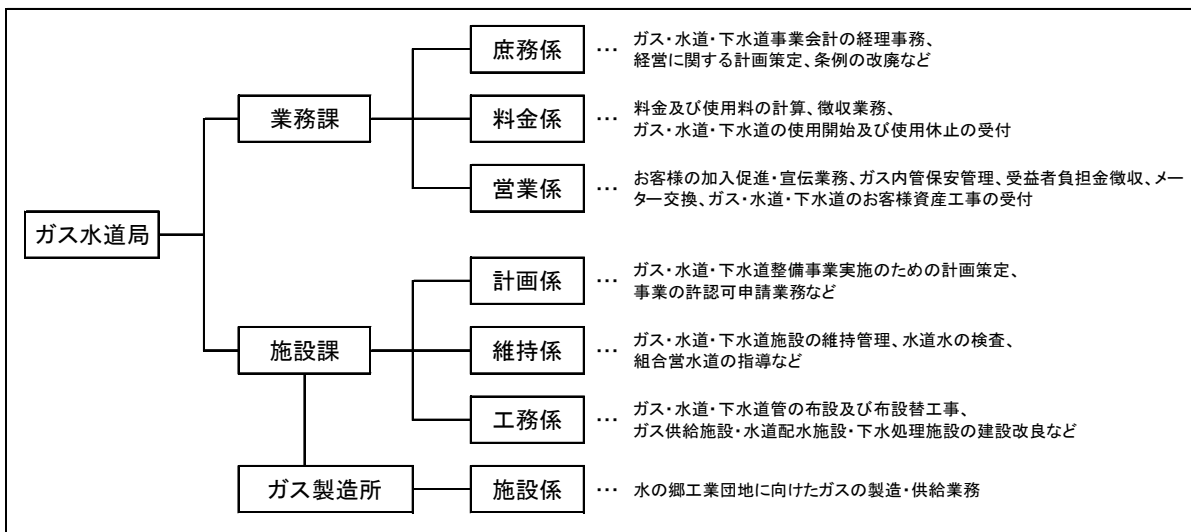
使用量	10m <sup>3</sup> /月		20m <sup>3</sup> /月		30m <sup>3</sup> /月		50m <sup>3</sup> /月		100m <sup>3</sup> /月	
順位	自治体名	料金（税込）円	自治体名	料金（税込）円	自治体名	料金（税込）円	自治体名	料金（税込）円	自治体名	料金（税込）円
1	長岡市	2,398	燕市	5,203	燕市	7,843	燕市	13,123	燕市	26,873
2	燕市	2,706	長岡市	5,599	五泉市	8,756	阿賀野市	15,070	見附市	30,745
3	五泉市	2,750	五泉市	5,753	糸魚川市	8,773	五泉市	15,246	阿賀野市	30,910
4	糸魚川市	2,811	糸魚川市	5,792	長岡市	8,800	見附市	15,345	五泉市	31,466
5	三条市	2,904	見附市	6,105	阿賀野市	9,020	長岡市	15,444	長岡市	32,659
6	加茂市	2,997	阿賀野市	6,160	見附市	9,185	糸魚川市	15,461	糸魚川市	32,841
7	見附市	3,025	新潟市	6,281	新潟市	9,449	村上市	16,698	村上市	33,583
8	妙高市	3,047	加茂市	6,484	新発田市	9,818	新潟市	16,709	小千谷市	34,188
9	新潟市	3,113	新発田市	6,496	村上市	9,944	加茂市	17,220	魚沼市	35,090
10	新発田市	3,174	村上市	6,567	加茂市	10,026	魚沼市	17,270	加茂市	35,755
11	村上市	3,190	魚沼市	6,688	魚沼市	10,142	小千谷市	17,303	新潟市	36,069
12	柏崎市	3,212	三条市	6,787	19市 平均	10,442	新発田市	17,958	19市 平均	37,921
13	19市 平均	3,255	19市 平均	6,804	小千谷市	10,549	19市 平均	18,077	三条市	38,379
14	阿賀野市	3,300	妙高市	6,886	三条市	10,670	三条市	18,524	新発田市	39,408
15	魚沼市	3,344	柏崎市	7,117	柏崎市	11,324	胎内市	19,915	胎内市	40,965
16	上越市	3,616	小千谷市	7,172	妙高市	11,429	柏崎市	20,344	南魚沼市	43,383
17	佐渡市	3,772	上越市	7,433	上越市	11,657	妙高市	20,515	十日町市	44,385
18	小千谷市	3,795	胎内市	7,765	胎内市	11,735	十日町市	21,560	柏崎市	45,974
19	胎内市	3,795	十日町市	8,250	十日町市	12,650	上越市	21,601	上越市	46,461
20	十日町市	3,905	南魚沼市	8,663	南魚沼市	13,003	南魚沼市	21,683	妙高市	47,740
21	南魚沼市	4,323	佐渡市	8,766	佐渡市	13,760	佐渡市	23,748	佐渡市	48,718

3 組織

本市は、平成 16 年 11 月の町村合併で誕生以降、事務の一元化、特別会計から法適用の公営企業会計への移行を進め、平成 19 年度に全事業を地方公営企業法適用とし会計を統合しました。また平成 21 年 4 月には上水道事業、簡易水道事業、ガス事業、下水道事業の組織を一元化し、平成 23・24 年度には会議室や書庫を備えた書庫棟を整備することにより、組織が効率的に事業を実施できるよう条件整備を進めてきました。

■組織図

令和 7 年 4 月 1 日現在



## 第2節 これまでの主な経営健全化の取組状況

### 1 施設の集約・統廃合

本市の下水道事業は、合併前の旧町村ではほぼ整備が完了し、その結果多数の処理区域と施設を保有することとなり、費用も含めてその維持管理の効率化が課題となっていました。そのため、老朽化に伴う施設の更新に合わせて、更新費用と維持管理費用を比較検討し、隣接する処理区域との統廃合を含めて、施設の集約を図ってきました。

統合・接続時期	廃止処理場	統合・接続先
平成 16 年 10 月 25 日	大栃山処理場	穴沢処理場
平成 18 年 4 月 1 日	小平尾処理場	新雁坂下処理場
平成 21 年 3 月 31 日	大沢・水下処理場	流域下水道 堀之内浄化センター
平成 23 年 12 月 5 日	大白川処理場	末沢処理場
平成 26 年 3 月 31 日	貫谷処理場	並柳処理場
平成 26 年 6 月 30 日	大湯浄化センター 池平処理場	流域下水道 堀之内浄化センター
平成 28 年 6 月 30 日	舟山処理場	原処理場
令和 6 年 9 月 26 日	横根処理場	穴沢処理場

### 2 会計及び組織の統合

本市の下水道事業会計は、平成 16 年 11 月の合併当初、4 会計で運営していましたが、順次地方公営企業法の適用を進め、平成 19 年度に全事業を地方公営企業法適用事業とし、会計を統合しました。

#### ■下水道事業会計の推移

会計区分	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度～
企業会計	公共下水道 事業会計 (公共堀之内)	公共下水道 事業会計	下水道事業会計	下水道事業会計
特別会計	流域関連下水道 事業特別会計 (公共小出・湯之 谷、特環伊米ヶ崎・ 広神)			
企業会計	農業集落排水事業会計 (原、舟山)			
特別会計	下水道事業特別会計 (特環湯之谷・守門、集排湯之谷・ 広神・守門・入広瀬、個別排水)			
会計数	4	3	2	1

### ■組織・職員数の推移

平成 16 年 11 月の合併当初、下水道事業は下水道課で行っていましたが、市役所全体の組織改編により、平成 21 年度にガス・水道事業を所管する企業課の分室として位置づけられ、平成 23 年度に企業課に統合しました。翌平成 24 年度にガス水道局に名称が変更され、現在ガス事業、水道事業、下水道事業を一元管理する組織となっています。

令和 7 年度 of 下水道会計支弁職員は、7 人となっています。職員数は、平成 18 年度に比較し令和 7 年度は 5 人減となっています。

※ ( ) 内は、兼務となっています。

H18		H19	H20	H21 (グループ制)		H22		H23		H24 (大課制)		H25 H26	H27 H28	H29	H30	R元	R2 R3	R4	R5	R6 R7
組織・職名	人数	人数	人数	組織・職名	人数	組織・職名	人数	組織・職名	人数	組織・職名	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数
ガス・水道課				企業課		企業課		ガス水道局												
課長等	3	3	2	課長	1	課長	1	局長	1	局長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
				お客様サービス室		お客様サービス室		業務課												
				室長	1	室長	1	課長	1	課長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
庶務係	3	4	4	庶務班	5	庶務班	5	庶務係	4	庶務係	4	4	5	5	6	5	5	5	5	5
料金係	4	4	4	料金班	4	料金班	4	料金係	4	料金係	4	4	3	4	4	4	3	3	3	3
営業係	3	3	4	営業班	5	営業班	4	営業係	5	営業係	5	5	5	4	4	5	5	4	4	3
施設係 (H19～施設班)	9	12	12																	
				施設室		施設室		施設課												
				室長	1	室長	1	課長	1	課長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
				ガス班	7	ガス班	7	計画係	3	計画係	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
				水道班	5	水道班	5	維持係	6	維持係	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
						下水道班	4	工務係	5	工務係	5	5	5	5	5	5	5	6	5	5
下水道課				堀之内分室		水の郷工業団地ガス製造所		ガス製造所												
課長・補佐等	2	2	2	室長	1	施設長	1	施設長	1	施設長	1	1	1	(1)	(1)	1	1	1	1	1
管理係	4	3	3	下水道班	5			施設係		施設係				1	1	1	1	1	1	1
工務係	6	5	5																	
合計(人)	34	36	36		35	34		33		31	30	30	30	30	31	32	31	31	30	29

### 3 民間活力の活用

次の業務について民間に業務を委託し、費用軽減と効率化を図ってきました。

- ・ 料金徴収関連業務
- ・ 下水道メーター交換
- ・ 排水設備等工事設計確認、竣工検査
- ・ 各種システム関係保守管理
- ・ 下水道施設運転管理業務
- ・ 汚泥運搬業務
- ・ 下水道台帳更新業務

### 第3節 経営比較分析表を用いた現状分析

#### 1 経営の健全性・効率性

総務省通知により、「経営比較分析表」を公表することとなっています。経年比較や類似団体（※）との比較により、経営の現状及び課題を分析するために作成しています。

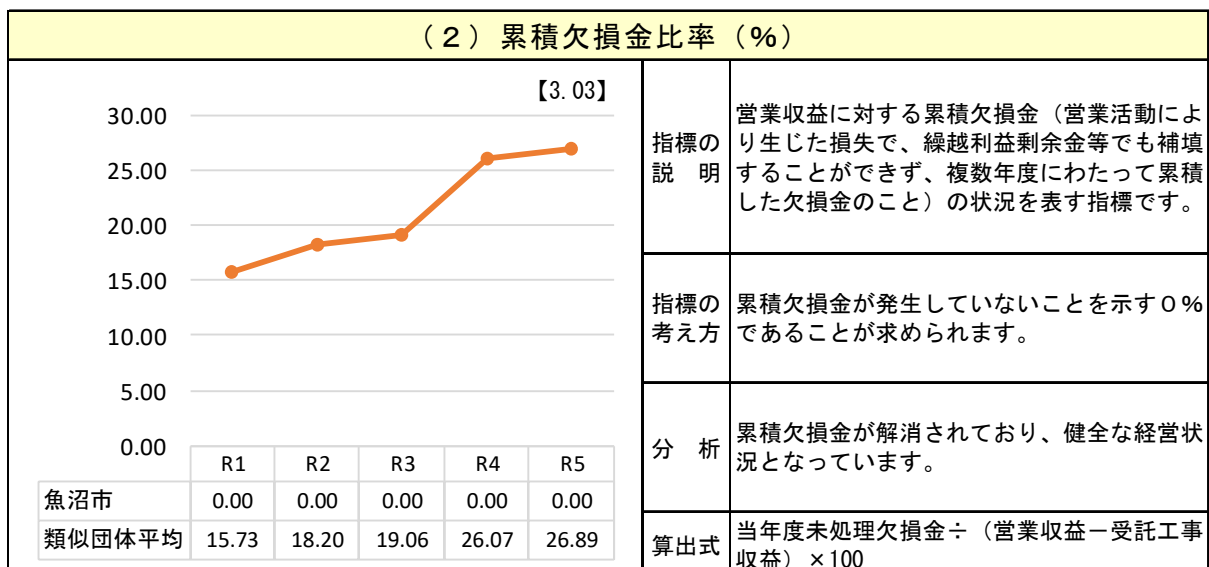
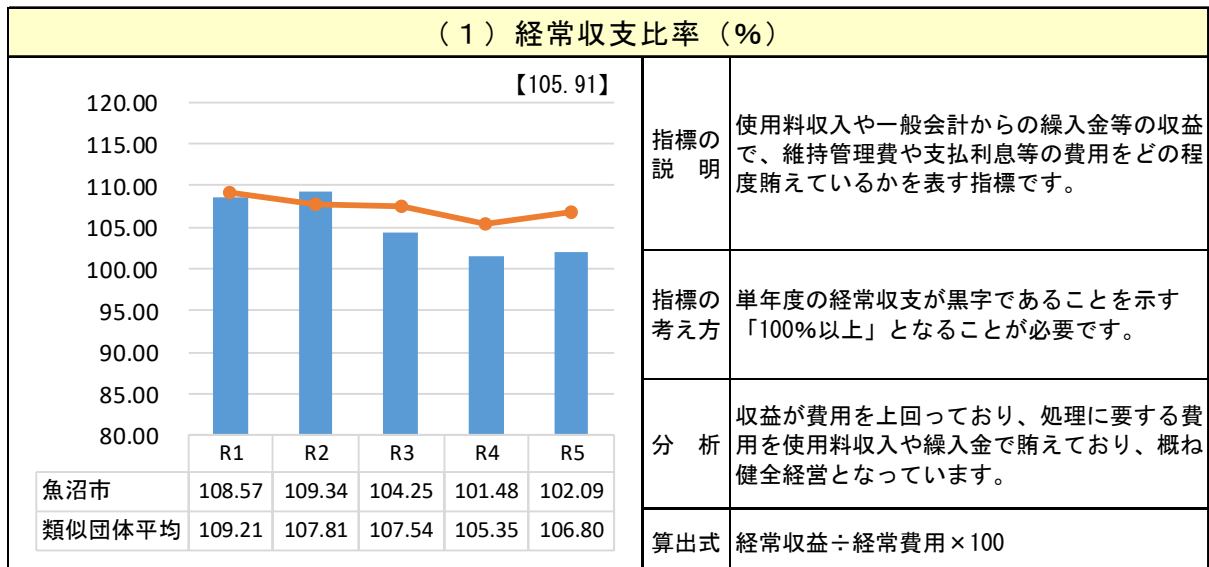
本戦略では、下水道事業会計として5事業を一本化し、経理を行っていることから、合算による分析としています。また、類似団体平均は公共下水道事業のものを参考として掲載しています。

下水道5事業をまとめた経営の健全性・効率性に関する指標の分析は、以下のとおりです。なお、5事業ごとの経営比較分析表は、巻末（P38～42）に掲載しました。

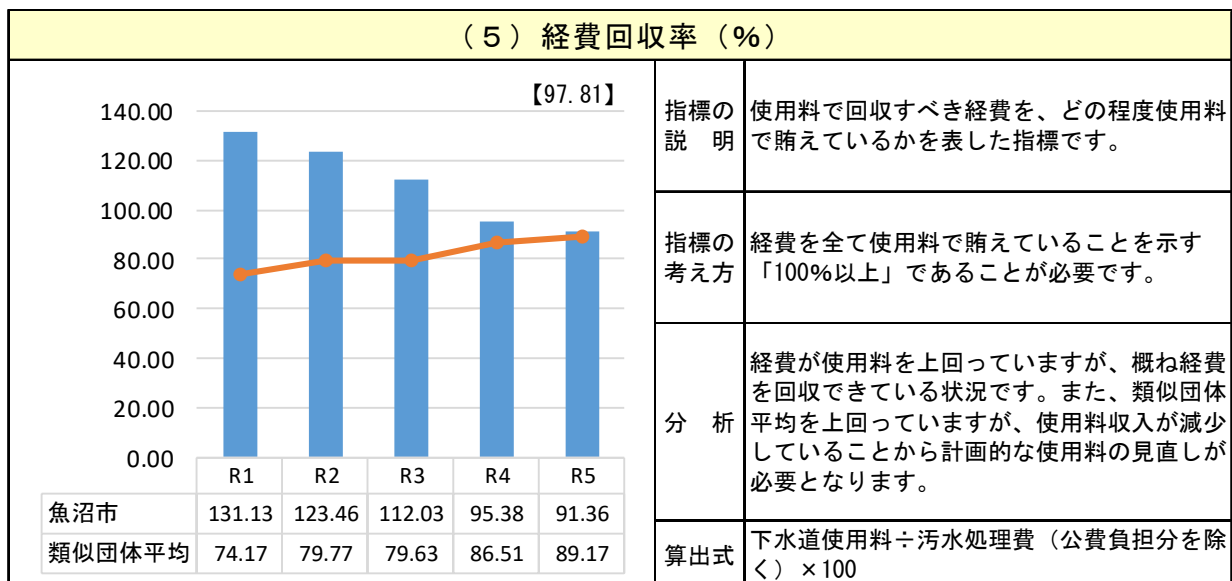
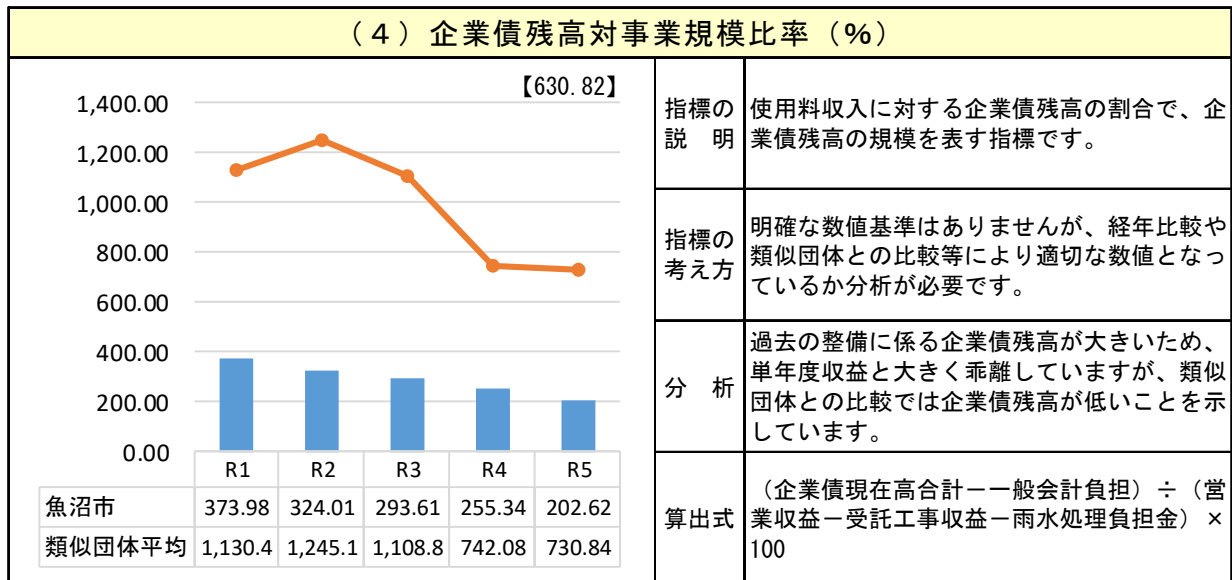
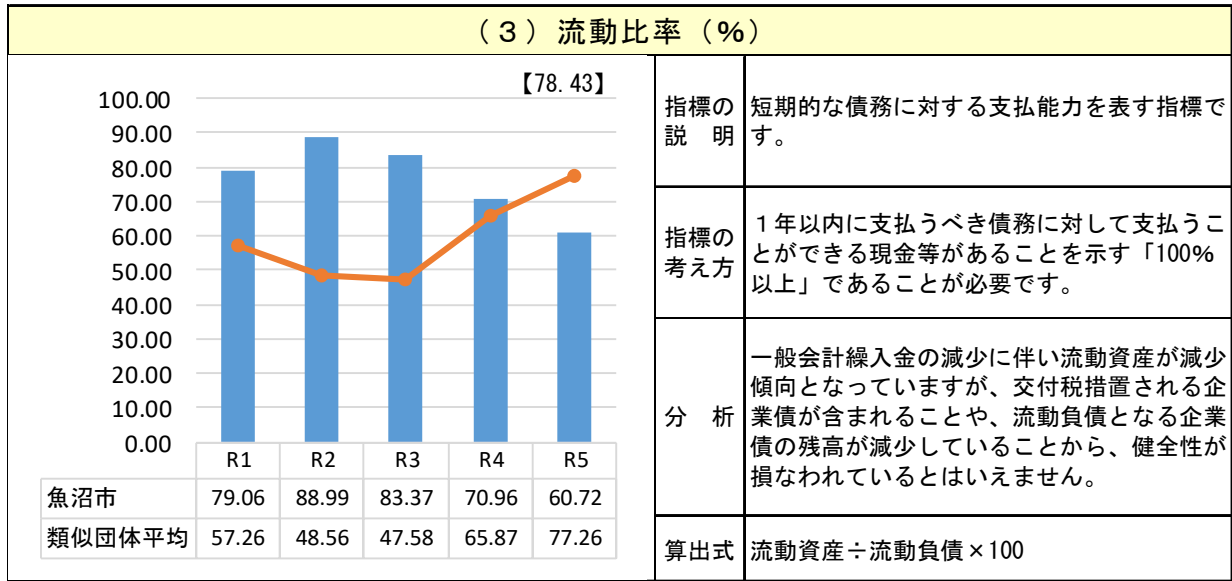
※分析表における「類似団体」とは、処理人口規模に応じて分類した公営下水道事業者をいいます。

（注）令和2年度は収益認識基準の変更に伴い、使用料収入や有収水量等の算出基礎数値が、1ヶ月分多く計上されています。

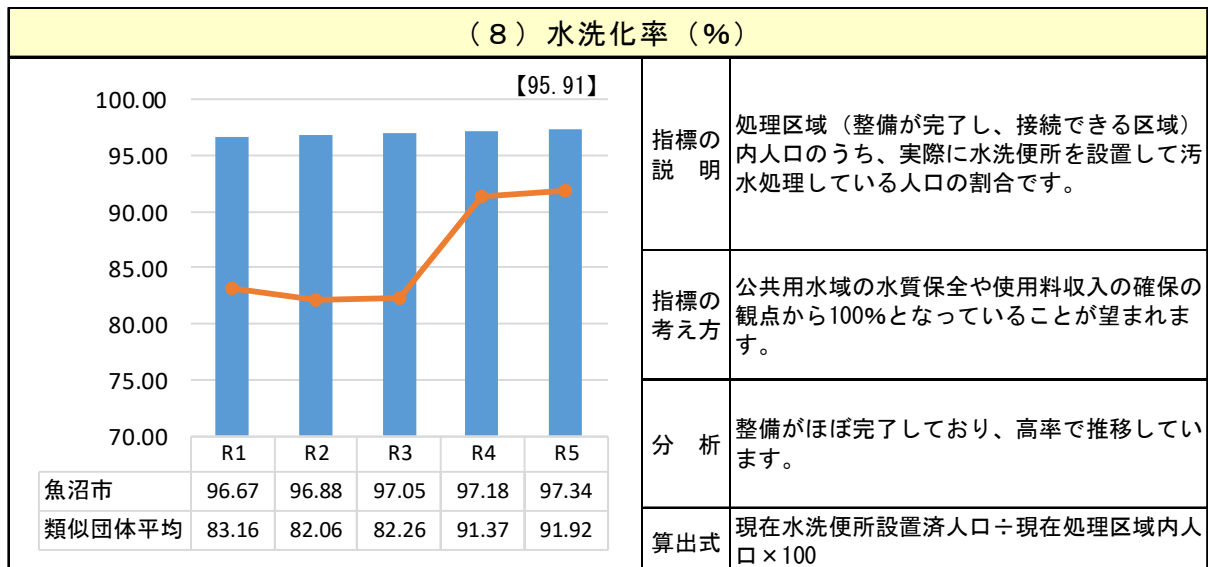
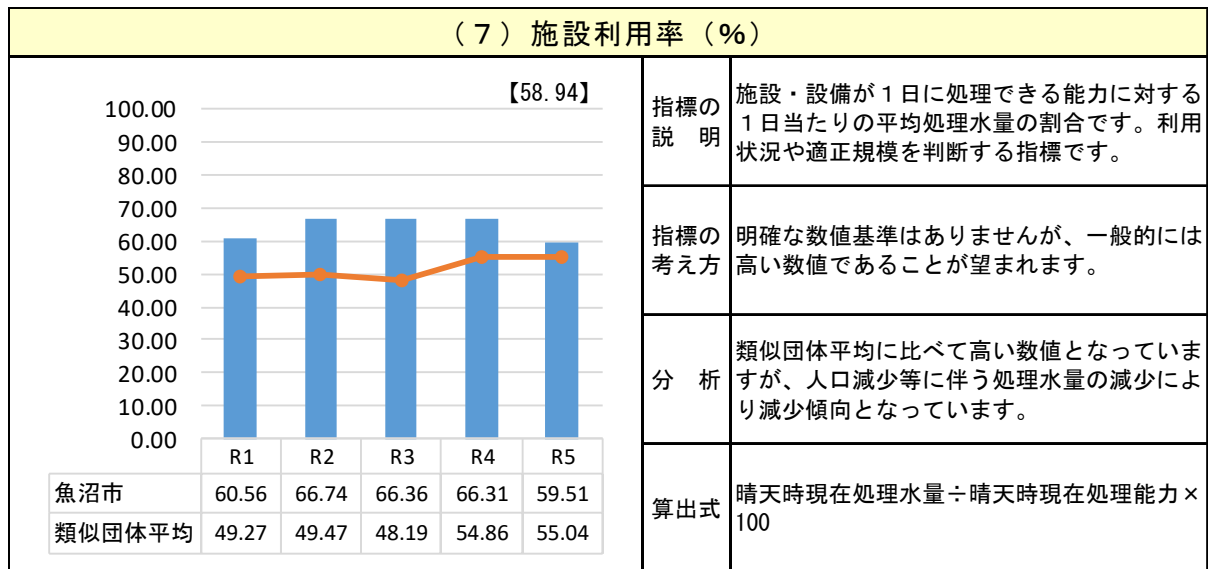
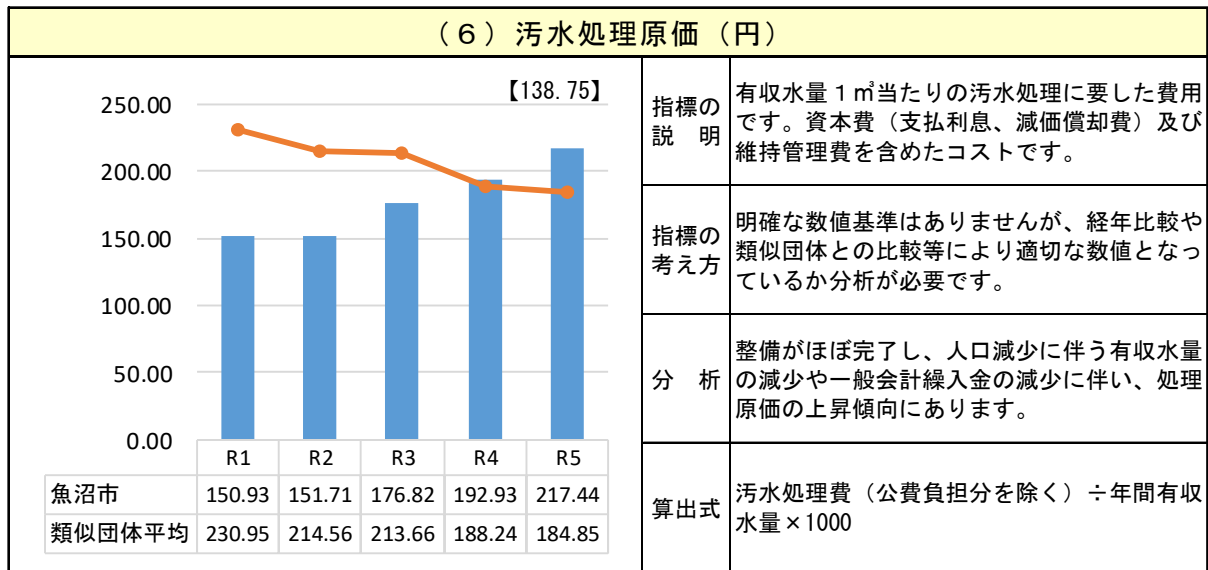
■ 魚沼市    ●— 類似団体平均（公共）    【】 令和5年度全国平均値（公共）



■ 魚沼市    ●— 類似団体平均（公共）    【】 令和5年度全国平均値（公共）



■ 魚沼市    ●— 類似団体平均（公共）    【】 令和5年度全国平均値（公共）



## 2 老朽化の状況

本市では下水道の整備が完了し、新たな区域拡張による大きな投資はなく、施設設備は毎年度ほぼ一定の割合で減価償却が進んでいます。

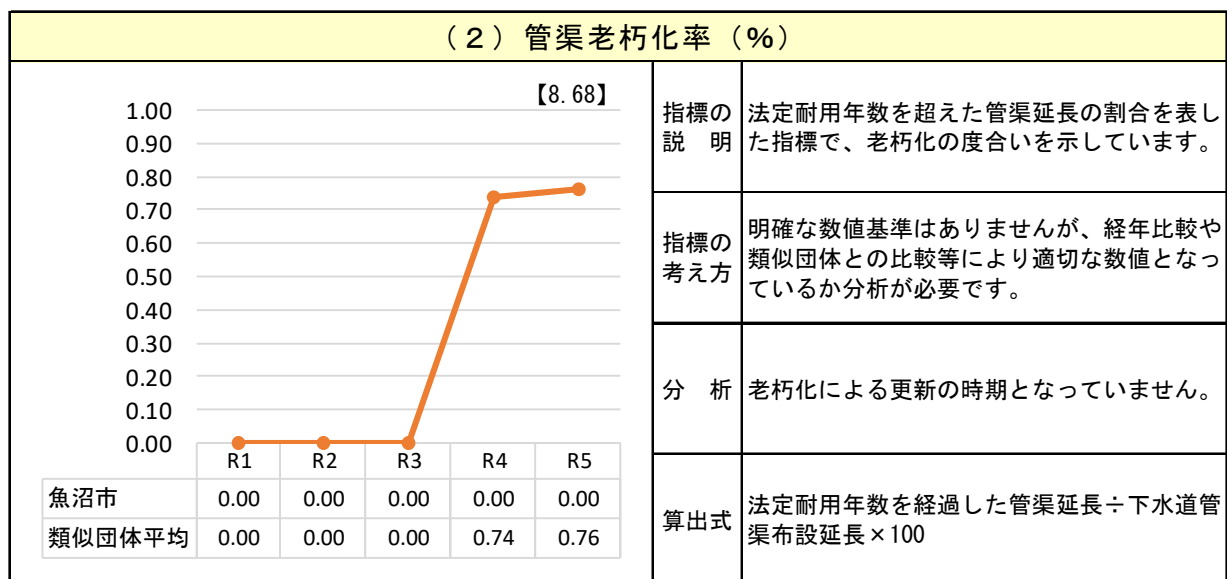
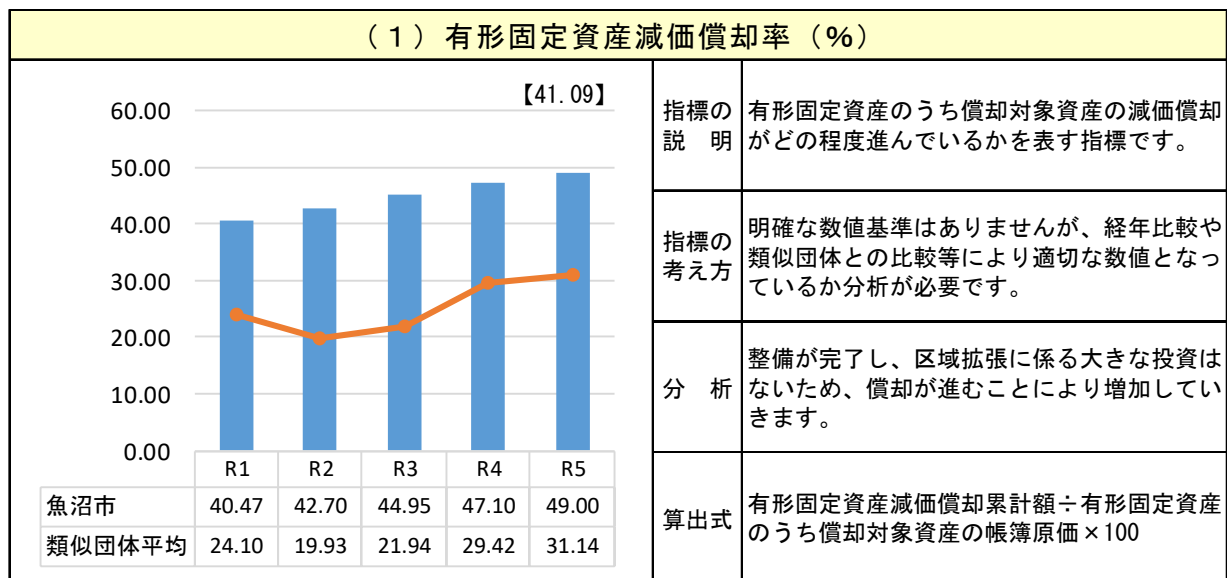
処理場については、施設設備の耐用年数を順次迎えており、事業計画（※）の見直しを図りながら更新を実施しています。

管渠については、耐用年数（50年程度）を迎えていませんが、中越大震災等の度重なる地震の影響を受け、損傷したものもあり、管渠更新・更生を実施しています。

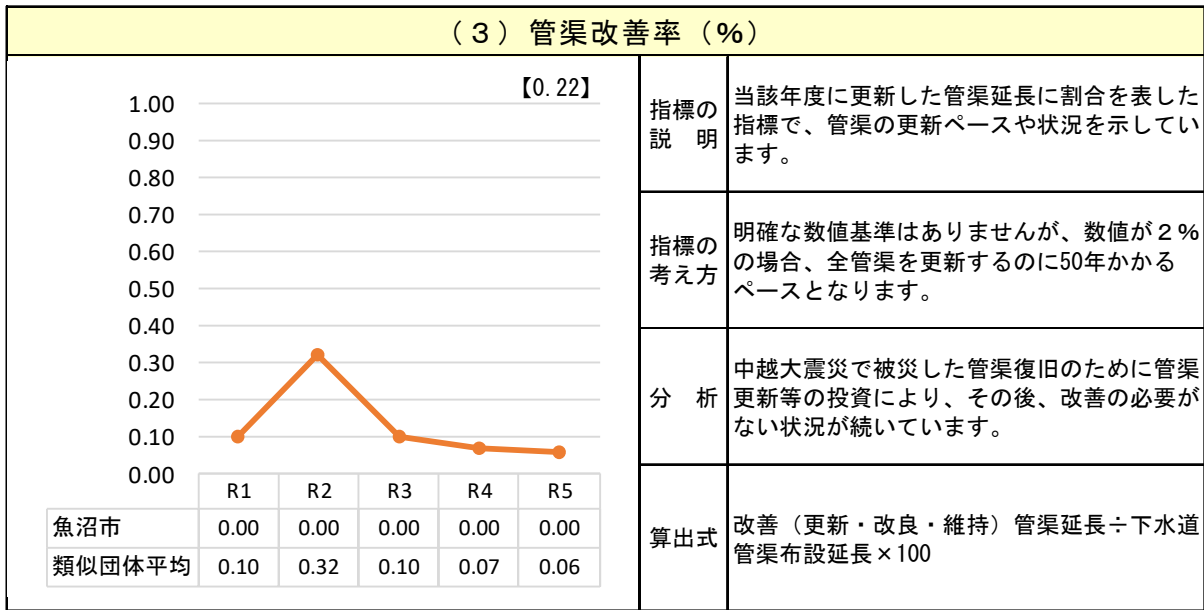
また、有収率が特に低い処理区も見られ、管渠の老朽化が進行していることにより、不明水（地下水等）が流入していると考えられ、対応が必要な状況となっています。

※「事業計画」とは「魚沼市公共下水道全体計画（基本計画）」の下位計画として位置づけられ、およそ5～7年程度で整備可能な範囲について、下水道の配置や構造、能力などを定める計画のことです。

■ 魚沼市    ●— 類似団体平均（公共）    【】 令和5年度全国平均値（公共）

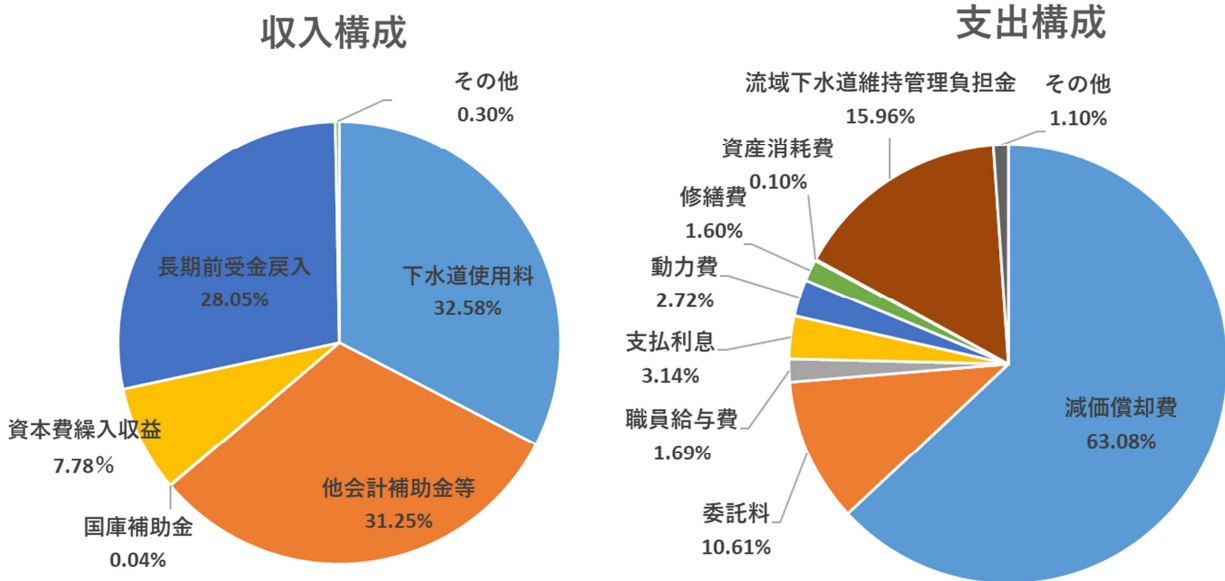


■ 魚沼市    ●— 類似団体平均（公共）    【】 令和5年度全国平均値（公共）



### 3 収益的収支の構成比

令和6年度下水道事業会計決算における収支の構成は、次のとおりです。



#### ■主な収入の説明

①下水道使用料	お客様からいただいている使用料収入で、32.58%となっています。
②他会計補助金	一般会計からの繰り入れを示し、31.25%となっています。
③資本費繰入収益	資本的収支で収入していた企業債元金償還に係る繰入金を、収益的収支に移行していた収益のことで、7.78%となっています。
④長期前受金戻入	資産取得時に財源とした補助金等（長期前受金）を、減価償却に対応して収益化したものを長期前受金戻入といい、28.05%となっています。

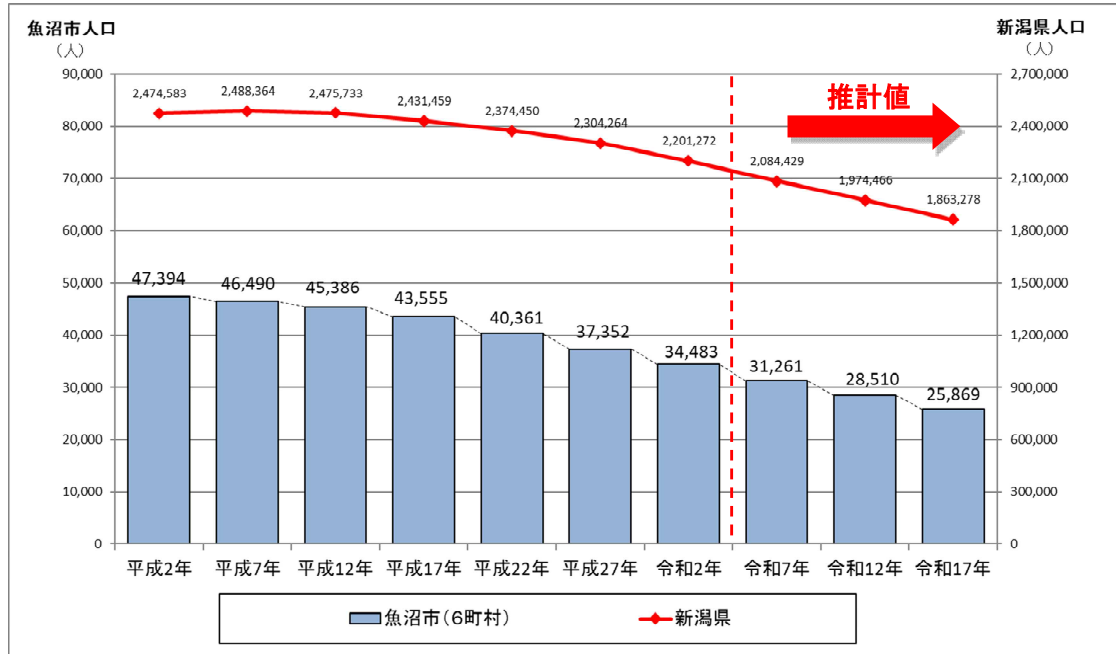
#### ■主な支出の説明

①減価償却費	これまで投資した資産の耐用年数に応じて当該年分を計上しており、支出の中で63.08%と最も高い比率となっています。
②職員給与費	組織改編、事務や施設管理等の効率化、事業の委託などを進めてきたことなどによる職員数の減少に伴い、職員給与費（法定福利費等含む）は1.69%と低く抑えられています。
③支払利息	起債償還のための支払利息で、3.14%となっています。
④委託料	料金徴収関連や下水道メーター交換、排水設備工事調査、各種システム関係保守管理、施設運転管理業務、汚泥運搬などの民間委託している業務に係る委託料で、全体の10.61%となっています。
⑤動力費	汚水処理や汚水圧送に係る動力費で2.72%となっています。人口減少等により汚水量は減少しているため、使用電力量の減少が見込まれますが、電力料金単価変動の影響を受け動力費は変動していきます。今後、動力費低減のため、より効率的な運転管理等を検討していきます。
⑥修繕費	下水道施設の緊急修繕にかかる修繕費で1.60%です。設備の故障に伴う緊急用の費用であり、設備によって修繕費が上下するため一定に推移しません。修繕費を低減できるよう、適正な維持管理と先を見越した更新を行います。
⑦流域下水道維持管理負担金	新潟県の施設である魚野川流域下水道（堀之内処理区）の維持管理負担金であり、15.96%と高い比率となっています。

## 第4節 将来の事業環境

### 1 人口予測

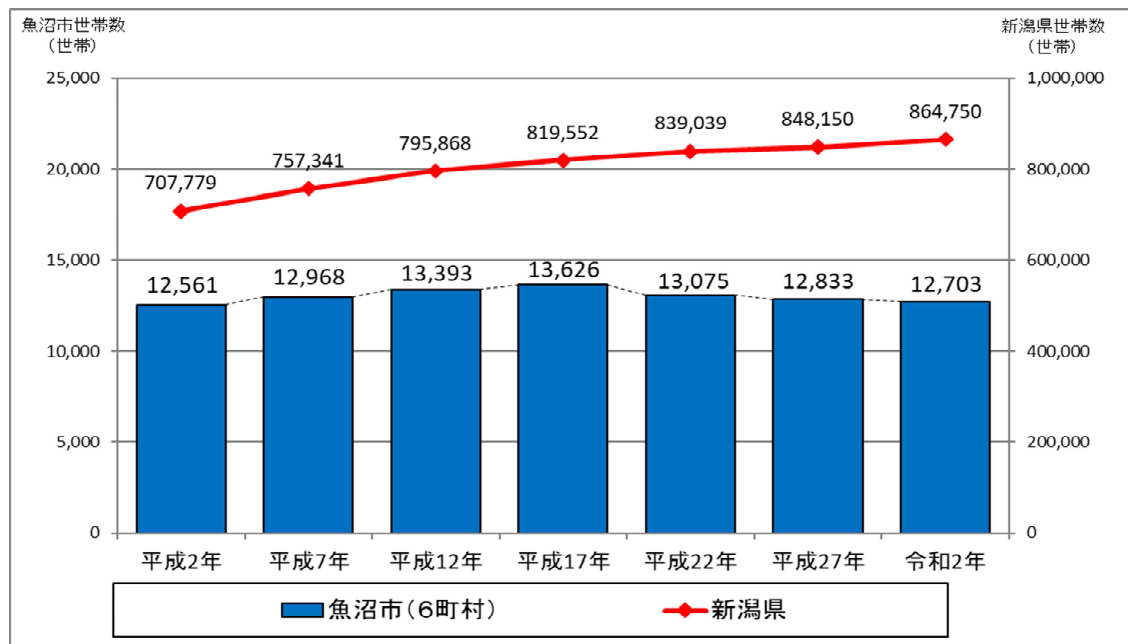
本市の人口は、平成17年国勢調査では43,555人でしたが、令和2年国勢調査では20.8%減の34,483人となっており、今後も減少することが見込まれます。



出典：総務省統計局『国勢調査』及び国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）』より

### (参考) 世帯数

新潟県では単身世帯の増加等により、世帯数は増加傾向にあります。一方、本市の世帯数は、平成17年国勢調査をピークに減少傾向となっています。



出典：総務省統計局『国勢調査』

## 2 排水量予測

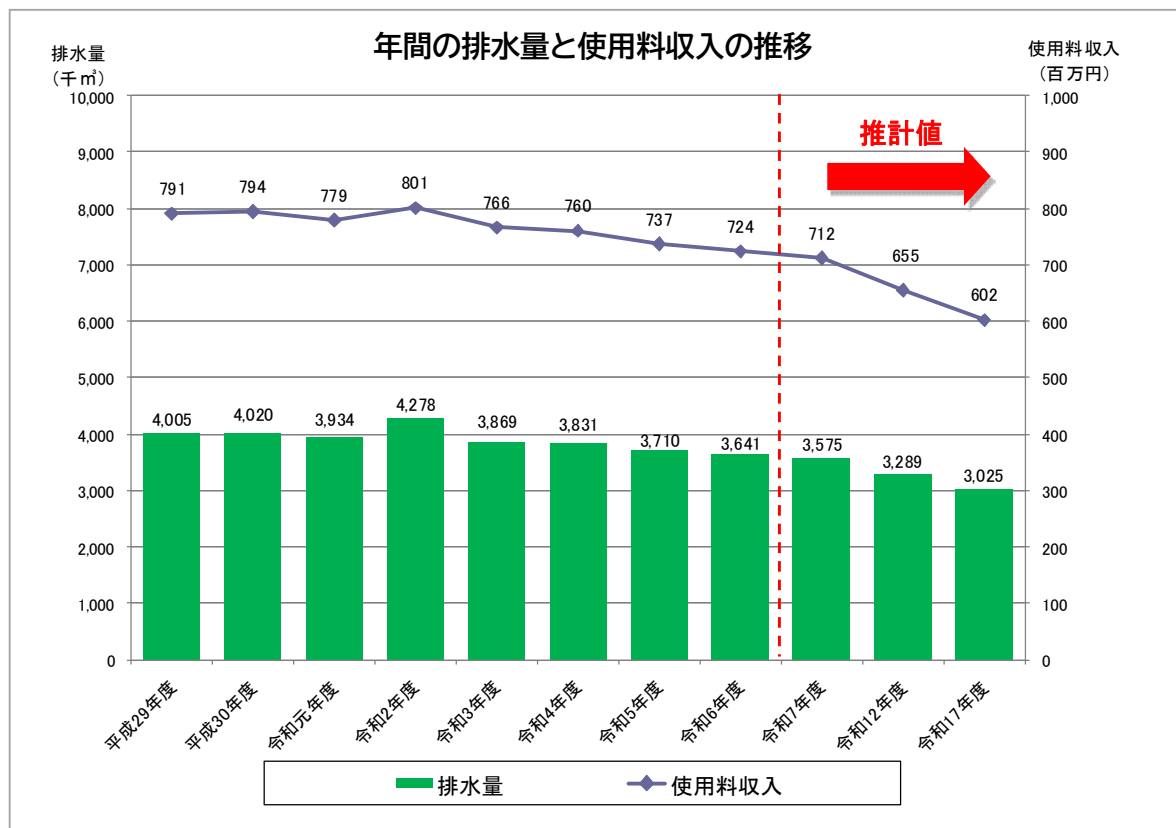
人口減少による排水量の減少とともに、機器の節水機能向上による一人当たりの排水量の減少も想定されます。

下水の排水量は、人口減少率に比例して毎年 1.6%程度減少と推計しています。

## 3 使用料収入の見通し

下水の排水量の減少に比例して、使用料収入も毎年 1.6%程度減少していくものと推計しています。

使用料改定を行わない場合の使用料収入の見通しは、人口の減少率及び排水量の減少の推移と同程度に減少するものと見込まれます。



## 4 施設の見通し

本市の下水道管は、昭和 50 年代に布設が開始され、それ以降の多くが平成 10 年頃にかけて布設されています。

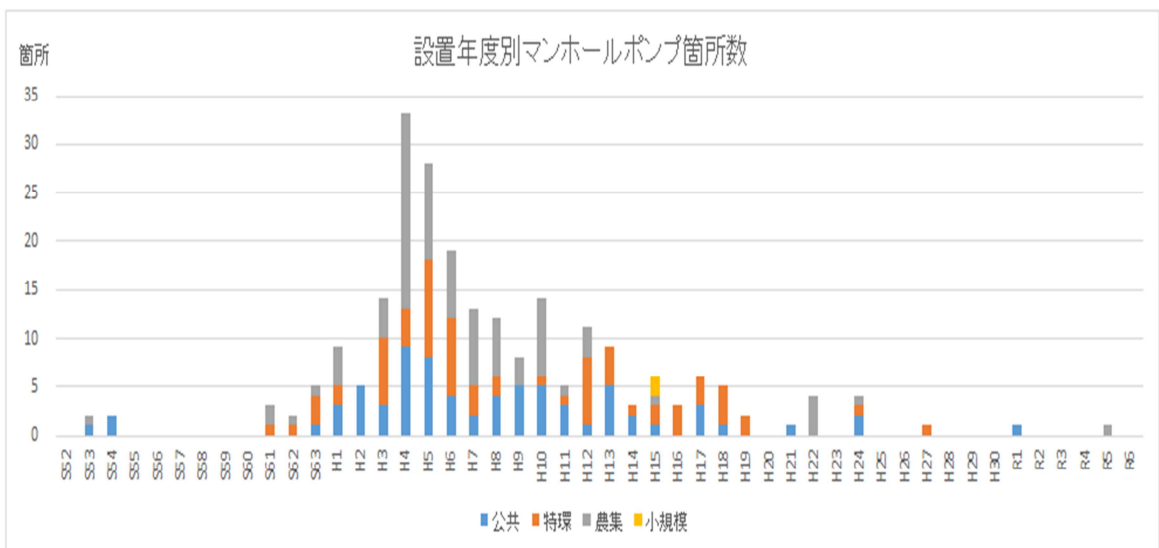
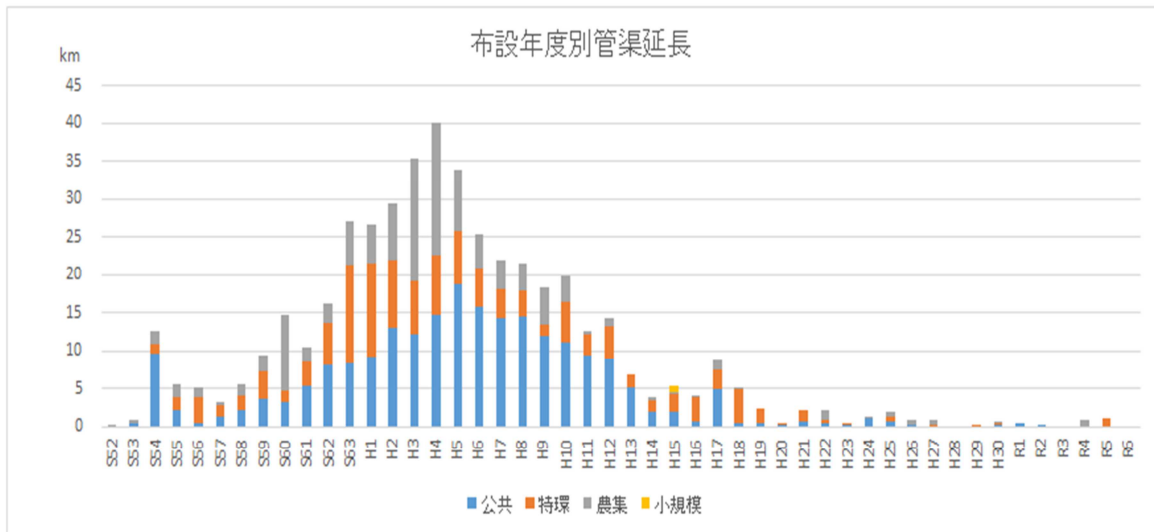
下水道管渠の法定耐用年数は 50 年とされており、市内の管渠の多くは布設後、まだ法定耐用年数を経過していませんが、平成 16 年の中越大震災等の災害や経年劣化により、管渠や施設の一部は破損や老朽化が進行しており、そこから地下水や雨水が流入することにより不明水が増加し、汚水処理費用増大の一因となっています。

また、一部のマンホールでは、下水から発生する硫化水素の影響により劣化が進み、耐用年数に達する前に更新が必要になると予想されます。

施設の老朽化に伴い、主要な機械・電気設備の更新や下水道管の更新を計画的に実施することと、その更新に併せた施設自体の統廃合を組み合わせることが最も有効な手段です。

これまでも地形的に可能な処理区について、順次統合を実施してきましたが、今後とも計画的な統合が必要です。実施に際して、各種財源を検討しながら経済的な投資を心がけることも大切な要件と考えます。

令和7年3月31日現在



## 5 組織の見直し

本市は行政部門の組織機構の改革に合わせ、企業組織の改編を進め、下水道、ガス及び水道事業を同一部局とすることで、効率的な事業執行に繋がっています。

また、「魚沼市定員適正化計画」(※)に基づき、施設の統廃合による施設管理の効率化、事業の委託などを進めながら、今後も適正な定員管理に努めます。

今後も、直営と委託で行う業務区分の見直しなど一層の効率化を目指し、経営改善に努めていく必要があります。

※「魚沼市定員適正化計画」は、令和8年度から「魚沼市定員管理計画」となる予定です。

## 第3章 経営基本方針及び経営目標

施設の統廃合や長寿命化などを図り、下水道事業の効率化を進めながら、市民の安定利用と負担抑制を目指すため、経営基本方針と経営目標を次のとおりとします。

### 1 経営基本方針

#### ● 基本方針1 持続可能な下水道事業の運営（持続）

水道の使用とともに市民から安心して下水道を利用いただくため、下水道施設の強靱化・長寿命化に取り組みます。

また、将来にわたって下水道サービスが安定的に提供できるよう施設の統廃合を進めます。令和17年度までの間に、並柳処理場をはじめ5処理場の流域下水道への統合を進め、最終的には流域下水道へ9処理場の接続を予定しています。その他の施設については、維持管理費削減などのため施設の統廃合や処理施設の最適化を進めます。

#### ● 基本方針2 老朽化対策の推進（安全）

ストックマネジメント計画に基づき、費用の低減と平準化を図りながら、計画的な点検・調査及び修繕・改築を行い予防保全と機能確保などの対策に努めます。

#### ● 基本方針3 危機管理体制の強化（強靱）

近年多発する自然災害などに備え、施設の耐震化などのハード対策、下水道事業業務継続計画の拡充、DX化の推進などによって施設や事業体制の強靱化を図ります。

### 2 経営目標

#### (1) 下水道接続率の向上による使用料の増収

下水道接続率は、下水道整備区域内において下水道に接続している人口の割合を表す指標です。今後は1年当たり0.1%程度の伸びを目指し、令和17年度の目標値を98.55%とします。（令和6年度97.55%）

#### (2) 不明水対策による有収率の向上

マンホール蓋の更新を年間100基を目途とし、マンホール内部の継ぎ目などから侵入水を防ぐ止水対策を実施します。

本市の有収率は、過去5年間の実績（平均約77.26%）を勘案して、目標値を78.00%としました。なお、有収率の目安は、毎年度ごとに0.2%程度上昇するように設定しました。（令和6年度75.46%）

#### (3) 施設統合による経費削減

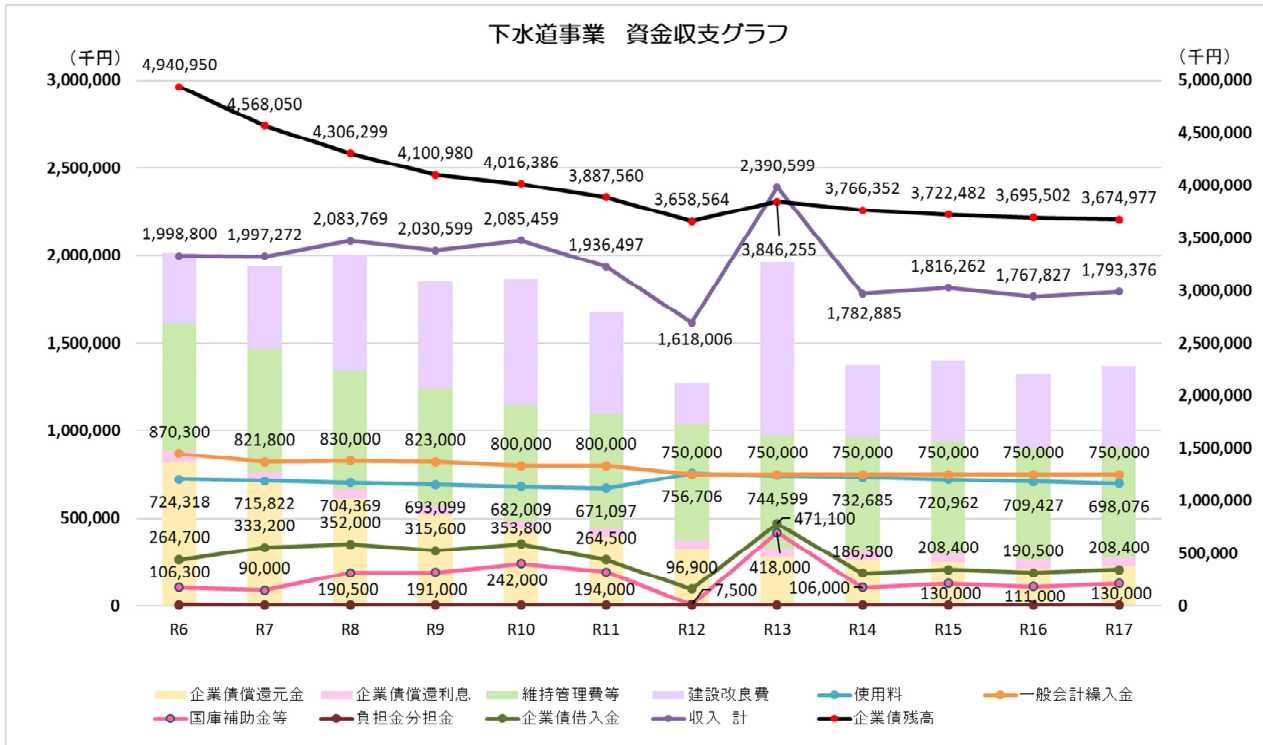
令和17年度までの間に、並柳処理場をはじめ5処理場を流域下水道へ統合を進め、経費削減を図ります。

## 第4章 投資・財政計画（収支計画）

### 第1節 収支計画

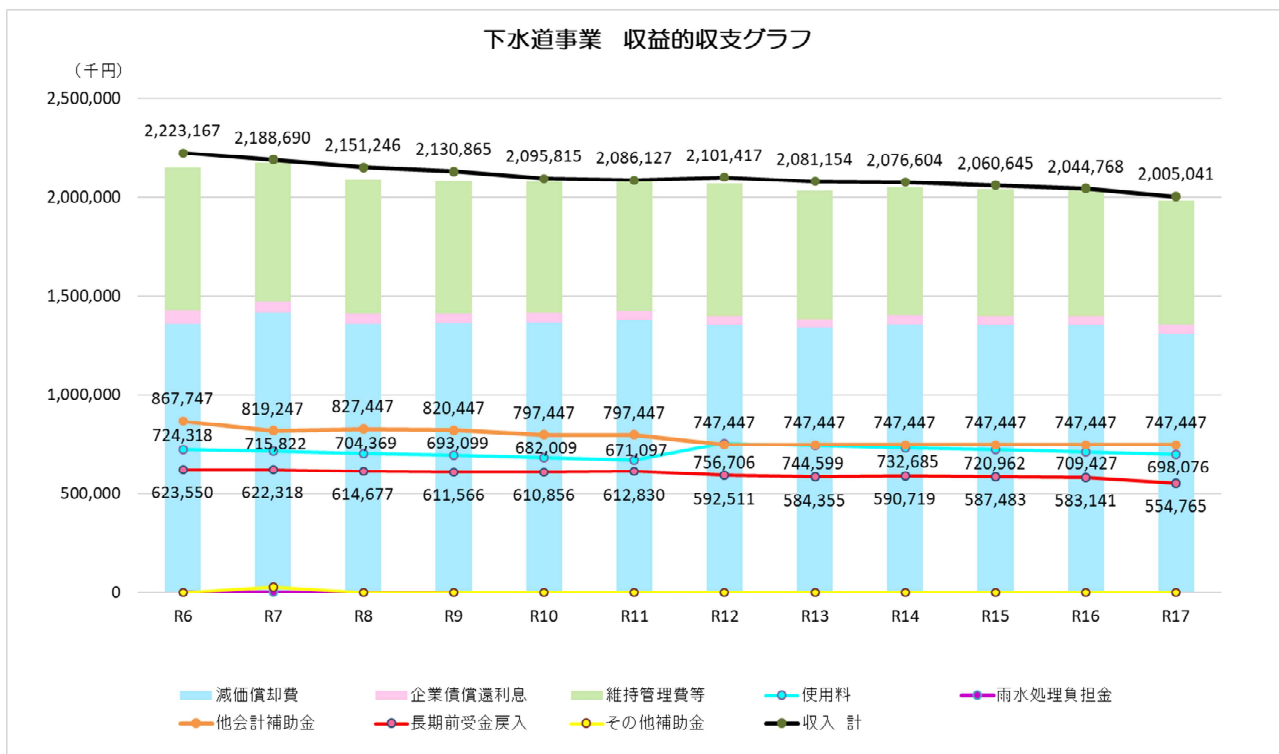
（資金収支グラフ）

（税抜）



（収益的収支グラフ）

（税抜）



## 1 収益の収支

区 分		年 度		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度		
				( 決 算 )	( 見 込 )				
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)			726,936	718,414	706,959	695,689		
		(1) 使 用 料 収 入			724,318	715,822	704,369	693,099	
	2. 営 業 外 収 益	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)		0	0	0	0		
		(3) そ の 他		2,618	2,592	2,590	2,590		
	収 益 的 支 出	1. 営 業 外 収 益	(1) 補 助 金		1,496,231	1,470,276	1,444,287	1,435,176	
			他 会 計 補 助 金			868,711	847,847	827,735	821,735
				そ の 他 補 助 金			867,747	819,247	827,447
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入				964	28,600	288	1,288
		(3) そ の 他				623,550	622,318	614,677	611,566
		収 入 計 (C)				3,970	111	1,875	1,875
						2,223,167	2,188,690	2,151,246	2,130,865
	収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	(1) 職 員 給 与 費		2,082,222	2,119,663	2,036,693	2,034,043	
			基 本 給			36,361	35,957	35,957	35,957
				そ の 他			19,373	19,390	19,390
		(2) 経 費				16,988	16,567	16,567	16,567
		動 力 費					684,899	667,917	639,329
修 繕 費					58,730	60,224	58,224	58,224	
委 託 料 ( 経 常 )					34,428	32,438	32,438	32,438	
〃 管 渠・処 理 場・ホ ン プ 場					36,558	31,265	33,042	31,556	
委 託 料 ( 特 別 )					191,587	194,340	194,340	194,340	
流 域 維 持 管 理 負 担 金					370	15,818	0	1,818	
そ の 他 ( 経 常 )					343,787	316,106	304,981	300,520	
(3) 減 価 償 却 費 等				19,439	17,726	16,304	15,544		
2. 営 業 外 費 用				1,360,962	1,415,789	1,361,407	1,363,646		
(1) 支 払 利 息				72,001	61,364	55,825	53,511		
(2) そ の 他				67,659	56,498	51,318	49,004		
支 出 計 (D)				4,342	4,866	4,507	4,507		
				2,154,223	2,181,027	2,092,518	2,087,554		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)				68,944	7,663	58,728	43,311		
特 別 利 益 (F)				0	0	0	0		
特 別 損 失 (G)				0	0	0	0		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)				0	0	0	0		
当 年 度 純 利 益 ( 又 は 純 損 失 ) (E)+(H)				68,944	7,663	58,728	43,311		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)				419,624	334,784	366,512	409,823		

(税抜・単位：千円)

R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度
684,599	673,687	759,296	747,189	735,275	723,552	712,017	700,666
682,009	671,097	756,706	744,599	732,685	720,962	709,427	698,076
0	0	0	0	0	0	0	0
2,590	2,590	2,590	2,590	2,590	2,590	2,590	2,590
1,411,216	1,412,440	1,342,121	1,333,965	1,341,329	1,337,093	1,332,751	1,304,375
798,485	797,735	747,735	747,735	748,735	747,735	747,735	747,735
797,447	797,447	747,447	747,447	747,447	747,447	747,447	747,447
1,038	288	288	288	1,288	288	288	288
610,856	612,830	592,511	584,355	590,719	587,483	583,141	554,765
1,875	1,875	1,875	1,875	1,875	1,875	1,875	1,875
2,095,815	2,086,127	2,101,417	2,081,154	2,076,604	2,060,645	2,044,768	2,005,041
2,030,479	2,033,409	2,021,317	1,987,902	2,001,267	1,991,537	1,984,944	1,936,770
35,957	35,957	35,957	35,957	35,957	35,957	35,957	35,957
19,390	19,390	19,390	19,390	19,390	19,390	19,390	19,390
16,567	16,567	16,567	16,567	16,567	16,567	16,567	16,567
626,692	619,252	633,263	610,971	608,739	602,930	598,997	595,121
58,224	58,224	58,224	58,224	58,224	58,224	58,224	58,224
32,438	32,438	32,438	32,438	32,438	32,438	32,438	32,438
33,176	32,758	32,758	32,758	32,758	32,758	32,758	32,758
194,340	194,340	194,340	194,340	194,340	194,340	194,340	194,340
1,363	0	18,182	0	1,818	0	0	0
291,037	285,707	281,536	277,426	273,376	269,385	265,452	261,576
16,114	15,785	15,785	15,785	15,785	15,785	15,785	15,785
1,367,830	1,378,200	1,352,097	1,340,974	1,356,571	1,352,650	1,349,990	1,305,692
52,277	52,541	51,794	49,459	53,349	52,911	53,008	53,013
47,770	48,034	47,287	44,952	48,842	48,404	48,501	48,506
4,507	4,507	4,507	4,507	4,507	4,507	4,507	4,507
2,082,756	2,085,950	2,073,111	2,037,361	2,054,616	2,044,448	2,037,952	1,989,783
13,059	177	28,306	43,793	21,988	16,197	6,816	15,258
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
13,059	177	28,306	43,793	21,988	16,197	6,816	15,258
422,881	423,058	451,364	495,156	517,144	533,341	540,156	555,414

## 2 資本的収支

区 分		年 度		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
				( 決 算 )	( 見 込 )			
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債		264,700	333,200	352,000	315,600	353,800
		うち 資本費平準化債						
		2. 他 会 計 出 資 金						
		3. 他 会 計 補 助 金						
		4. 他 会 計 負 担 金						
		5. 他 会 計 借 入 金						
		6. 国(都道府県)補助金		106,300	90,000	190,500	191,000	242,000
		7. 固定資産売却代金						
		8. 工 事 負 担 金		6,300	4,700	4,700	4,700	4,700
		9. 預託金返済金						
	10. そ の 他		21,883	3,000				
	計 (A)		399,183	430,900	547,200	511,300	600,500	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)							
	純計 (A)-(B) (C)		399,183	430,900	547,200	511,300	600,500	
資 本 的 支 出	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費		444,019	520,585	732,100	675,100	788,100
		うち 職員給与費		16,310	19,313	19,313	19,313	19,313
		うち 物件費		1,720	1,787	1,787	1,787	1,787
		2. 企 業 債 償 還 金		820,655	706,100	613,751	520,919	438,394
		3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金						
		4. 他 会 計 へ の 支 出 金						
		5. 預託金貸付金						
		6. そ の 他						
計 (D)		1,264,674	1,226,685	1,345,851	1,196,019	1,226,494		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)			865,491	795,785	798,651	684,719	625,994	
補 填 財 源	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金		724,142	732,433	751,598	642,893	578,532
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額		115,000	27,000			
		3. 繰 越 工 事 資 金						
		4. そ の 他		26,349	36,352	47,053	41,826	47,462
計 (F)		865,491	795,785	798,651	684,719	625,994		
補填財源不足額 (E)-(F)			0	0	0	0	0	
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)								
企 業 債 残 高 (H)			4,940,950	4,568,050	4,306,299	4,100,980	4,016,386	

## ○他会計繰入金

区 分		年 度		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
				( 決 算 )	( 見 込 )			
収 益 的 収 支 分	収 益 的 収 支 分			870,300	821,800	830,000	823,000	800,000
		うち 基準内繰入金		769,556	538,664	467,051	414,256	357,406
		うち 資本費繰入収益		100,038	94,436	116,149	108,744	113,594
		うち 基準外繰入金		706	188,700	246,800	300,000	329,000
資 本 的 収 支 分	資 本 的 収 支 分			0	0	0	0	0
		うち 基準内繰入金		59,142	94,436	116,149	108,744	113,594
		うち 3条に振替		△ 100,038	△ 94,436	△ 116,149	△ 108,744	△ 113,594
		うち 基準外繰入金		40,896				
合 計				870,300	821,800	830,000	823,000	800,000

(税込・単位：千円)

R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度
264,500	96,900	471,100	186,300	208,400	190,500	208,400
194,000	7,500	418,000	106,000	130,000	111,000	130,000
4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700
463,200	109,100	893,800	297,000	343,100	306,200	343,100
463,200	109,100	893,800	297,000	343,100	306,200	343,100
636,100	251,100	1,086,100	456,100	506,100	466,100	506,100
19,313	19,313	19,313	19,313	19,313	19,313	19,313
1,787	1,787	1,787	1,787	1,787	1,787	1,787
393,326	325,896	283,409	266,203	252,270	217,480	228,925
1,029,426	576,996	1,369,509	722,303	758,370	683,580	735,025
566,226	467,896	475,709	425,303	415,270	377,380	391,925
528,218	447,934	417,156	395,659	383,262	347,281	359,917
38,008	19,962	58,553	29,644	32,008	30,099	32,008
566,226	467,896	475,709	425,303	415,270	377,380	391,925
0	0	0	0	0	0	0
3,887,560	3,658,564	3,846,255	3,766,352	3,722,482	3,695,502	3,674,977

R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度
800,000	750,000	750,000	750,000	750,000	750,000	750,000
303,549	280,389	234,445	212,801	189,823	183,864	156,671
121,451	126,611	129,555	139,199	153,177	132,136	162,329
375,000	343,000	386,000	398,000	407,000	434,000	431,000
0	0	0	0	0	0	0
121,451	126,611	129,555	139,199	153,177	132,136	162,329
△ 121,451	△ 126,611	△ 129,555	△ 139,199	△ 153,177	△ 132,136	△ 162,329
800,000	750,000	750,000	750,000	750,000	750,000	750,000

## 第2節 収支計画のうち投資について

### 1 投資の目標

本市の下水道施設は、公共下水道事業と農業集落排水事業で建設しており、規模の小さい施設が多く、維持管理には多大な時間と費用を要しています。

施設の維持管理については、従前から民間業者への委託を行っています。

施設の建設については、現在、普及率が99.85%になっており新規建設の予定はなく、老朽化の進んだ施設設備の更新工事や統廃合による接続管工事が主となっています。

昭和52年に下水道整備に着手し、一部には50年が経過しようとしている管がある中、多くの施設で老朽化が進んでいるため、計画的な施設更新と統廃合が求められています。

これらの課題に対応するため、令和元年度に処理区統合計画を見直し、効率的な施設運営を目指した統廃合を進めています。

人口減少など社会情勢を見極めながら過大な経費負担とならないよう、また投資額の平準化を考慮した計画的な施設更新を図っていきます。

### 2 管渠、処理場等の建設・更新

#### (1) 管渠

管渠については、普及率が99.85%となっているため、計画年度中の新設の計画はありませんが、統廃合による接続管新設を計画的に行っていきます。また、これまで実施してきた不明水調査の結果により、管渠調査や更新工事を進めていきます。

管渠調査や管渠補修などについては、不明水対策を進めながら、有収率の向上を図っていきます。

#### ■不明水侵入箇所の補修状況



【補修前】



【補修後】

## (2) ポンプ場

ポンプが設置されているマンホールについては、管渠布設に伴い、計画年度中に耐用年数を超過する箇所があります。ポンプ・逆止弁等についても、耐用年数を考慮した上で平準化しつつ、計画的に更新を行います。

市全体で中継ポンプ場は9箇所、マンホールポンプは238箇所ありますが、地区によりその施設の内容が様々となっています。施設の更新を機に設備の統一を図り、維持管理の容易な施設としていきます。

## (3) マンホール

計画年度中に耐用年数50年を超過するマンホールがあります。下水から発生する硫化水素の影響による劣化がある箇所については、耐用年数よりも早い更新が必要となる可能性があり、計画的に更新を行っていきます。

一方、マンホール蓋は、耐用年数とされる15年を超過しているものが多いため、今後とも計画的な更新を行い、有収率の向上を図っていきます。

指 標	令和6年度 (現状値)	令和8年度	令和12年度	令和17年度
マンホール蓋更新	65基	100基／各年度		
有 収 率	75.46%	76.00%	76.80%	78.00%



### ■魚沼市のマンホール蓋

市の木（コブシ）、市の花（カタクリ）  
市の鳥（ウグイス）、市の魚（アユ）  
のデザインとしています。

※平成21年に市の木・花・鳥・魚が制定され、本市のマンホール蓋のデザインとしたものです。

## (4) 処理場

処理区の統合を見据えた更新計画が求められています。施設全体の更新は、補助事業の制度を利用できますが、部分的な設備の更新についても過大な経費負担とならないよう、計画を作成した中での更新が必要です。

処理場（汚水処理施設）については、次ページの「汚水処理施設統合計画」に基づき進めます。

堀之内浄化センター（魚野川流域下水道処理施設）への接続は、令和4年度から令和21年度の予定で進め、計画期間内では、令和9年度には並柳処理場、令和12年度には、田中、雁坂下、新雁坂下処理場、令和14年度には守門南部処理場を接続予定です。

魚沼市汚水処理施設統合計画

公共(流域) 特環 集排 小規模

処理場名	廃止	区分	供用開始	～R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21
奥只見浄化センター		特環	H1. 7. 14																	
銀山平浄化センター		特環	H13. 7. 1																	
福山処理場		集排	H9. 9. 1																	
末沢処理場		集排	H6. 6. 27																	
大白川処理場	H24	集排	S63. 9. 9																	
柿ノ木処理施設		小規模	H16. 1. 22																	
穴沢処理場		集排	S61. 11. 1																	
大栃山処理場	H16	集排	S57. 11. 1																	
横根処理場	R6	集排	H4. 9. 14																	
上条処理場		特環	H4. 3. 31																	
高倉処理場		集排	H7. 9. 1																	
須原処理場		特環	S59. 4. 1																	
守門南部処理場		集排	H5. 3. 31																	
田中処理場		集排	S60. 12. 1																	
雁坂下処理場		集排	H5. 4. 1																	
新雁坂下処理場		集排	S53. 12. 1																	
滝之又処理場		集排	H12. 3. 31																	
並柳処理場		集排	H4. 4. 4																	
貫谷処理場	H25	集排	H9. 3. 31																	
堀之内浄化センター		流域	H4. 8. 1																	
大沢処理場	H20	集排	S54. 11. 6																	
水下処理場	H20	集排	S62. 10. 15																	
大湯浄化センター	H26	特環	S59. 5. 1																	
池平処理場	H26	集排	S63. 8. 1																	
原処理場		集排	H6. 8. 1																	
舟山処理場	H28	集排	H6. 8. 1																	
処理場数 (県流域含む)	9		26	18	17	17	17	16	16	16	13	13	12	11	11	11	10	10	9	8

3 施設のダウンサイジング（集約・統廃合）

本市の下水道事業は、町村合併前の旧町村で整備がほぼ完了しており、その結果、合併後の魚沼市では多数の処理区域と施設を保有することとなり、費用も含めてその維持管理の効率化が課題となっていました。

老朽化に伴う施設の更新に合わせて、更新費用と維持管理費用を比較検討し、隣接する処理区域との統廃合を含めて、施設の集約を図ってきました。

また、統廃合による下水処理施設の解体工事を、財政状況を勘案しながら実施していきます。施設の統廃合による廃止施設については、計画的な解体撤去と跡地の利活用を検討していく必要があります。

4 スtockマネジメントの充実（長寿命化対策と投資の平準化）

下水道管路や施設を、埋設した当時と同様のペースで更新していくことは現状の体制や経営状況からは困難な状況です。リスク分析を行った中で計画的かつ効率的に長寿命化を図り、下水道のStockマネジメント計画に基づき、施設管理の最適化に向け取り組んでいきます。

マンホールポンプやマンホール蓋など、全施設・全数については、更新計画を作成して、投資額の平準化と施設の安定に努めます。

処理場についても、統合計画の実行を推進します。当面の間は、施設の小規模な改修と合わせて、建設改良費が平準化するように計画します。

## 5 防災・安全対策

日本は世界有数の地震大国であるとともに、近年、全国的に上下水道の老朽管に起因する大規模な事故が発生し、設備の保守・点検及び更新の重要性への認識が高まっています。

下水道施設が被災した場合、下水道管の損傷やマンホールの隆起・陥没等による交通障害の発生のみならず、生活雑排水を流せなくなる、水洗トイレが使用できなくなるなど、日常生活や公衆衛生の観点からも重大な影響を及ぼします。

本市では、下水道管において、関係部署や外部委託業者との災害対応体制の構築（BCP（業務継続計画））等により対策を推進していきます。

※ BCP…災害等により被害を受けても重要な事業を中断させず、中断しても早期に復旧させる計画。



### ■マンホールトイレ整備状況

市内8箇所にもマンホールトイレが整備されています。

可動式トイレは5台保有しており、災害に応じて設置が可能となっています。

### 【マンホールトイレ設置箇所】（順不同）

市役所本庁舎、堀之内小学校、小出小学校、湯之谷小学校、須原小学校、入広瀬会館、魚沼市総合体育館、広神体育センター

### 第3節 収支計画のうち財政（財源）について

#### 1 財源の目標

本市の下水道事業は、整備が完了しており、過去の投資に係る企業債残高が大きく、その償還が多額となっています。総務省の定める「地方公営企業繰出金基準」による分流式下水道等に要する経費など、一般会計繰出金の対象となる費用を適正に把握し、財源を確保していきます。

また、新たな処理区域の拡張は見込めず、人口減少に比例して使用料収入の減少が想定されます。今後、さらに厳しい経営状況となるため、計画期間内で使用料の見直しの検討が必要です。

老朽化による施設の更新に際しては、国庫補助事業を優先的に活用することにより、自己負担を抑制し、財源の確保に努めます。

財源の指標及び目標については、下記のとおりです。

指 標	目 標
経常収支比率	経常収支比率は 100%以上を維持
企業債残高対事業規模比率	企業債残高対事業規模比率は、可能な限り低減

#### 2 使用料収入

##### (1) 使用料収入の見通し

人口減少に伴い使用料収入も減少見込みの上、維持管理費の増加も見込まれますが、4年に1度の使用料見直しの検討にあたっては算定期間（令和8年度から11年度）中において経営可能と見込み、使用料の改定は行わず据え置きとしました。

しかし、使用料収入は毎年度 1.6%程度の減少が見込まれており、厳しい経営状況となっています。

##### (2) 使用料見直しの検討

現在の使用料を継続した場合、令和12年度から収益的収支において純損失となる見込みです。このため、計画年度内での使用料見直しが必要と判断し、使用料の値上げを想定した試算を行い、収支計画にお示ししました。

本市では、魚沼市公営企業運営審議会からの意見書により4年に1度使用料の見直しを行うこととしているため、前年度の令和11年度に使用料見直しの検討を行い、その時点での社会情勢などを勘案しながら、必要最低限度の改定率となるよう検討を進めています。

なお、収支計画においては、最終年度の令和17年度に収益的収支において純損失とならないように試算したものです。市民生活への影響を考慮し、使用料の値上げについては、慎重な検討が必要です。

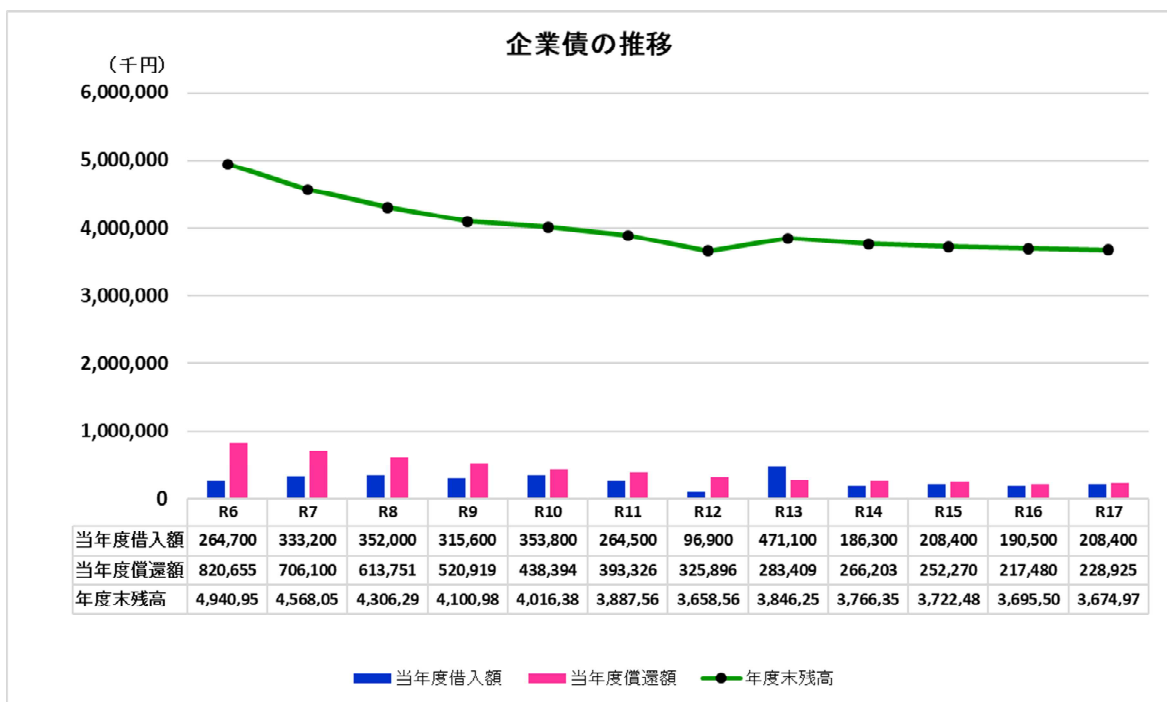
計画期間内での使用料見直しにより、経費回収率の向上に努めていきます。

経費回収率の目標値を、下記に示します。

指 標	令和 6 年度 (現状値)	令和 8 年度	令和 12 年度	令和 17 年度
経費回収率	95.17%	94.90%	100.00%	100.0%

### 3 企業債

下水道事業の建設改良費に充てるため、下水道事業債及び過疎債を発行することとしています。施設の更新期が重なるため、建設改良工事が集中することが見込まれます。ストックマネジメント計画等に基づき優先順位を検討し、国庫補助制度を有効に活用して企業債の発行を抑制し、後年度負担が一時期に集中しないよう配慮します。



### 4 繰入金

独立採算制を経営の基本原則として、効率的な事業運営により経費節減を進めるとともに、適正な使用料改定を実施しながら、健全経営に努めます。一般会計からの繰入金は、法令等に基づく負担金、補助金のみとし、その経費以外は経営に伴う収入をもって充てていくものとします。

企業債の発行を抑制してきたため、企業債残高が減少しており、このことに伴い償還額も減少していることから、償還額に対する繰入金も減少していく見込みです。

過疎債の償還については、分類上は基準外繰入の扱いとなっていますが、下水道事業会計から全額償還していることから、地方交付税の基準財政需要額に計上される相当額を一般会計負担としています。

また、経費負担区分の原則から、本来は一般会計で経営することとされる雨水処理事業、合併浄化槽事業等に係る経費は、別に負担を求めるものとします。

## 第4節 収支計画のうち投資以外の経費・取組について

### 1 経常的経費の縮減

委託料、修繕費、薬品費等について、安価な調達を検討しながらコスト縮減に務め、経営健全に努めます。

動力費については、安価な調達方法により経費節減を図るとともに、脱炭素社会の実現を目指し温室効果ガス排出量を削減に向けたグリーントランスフォーメーション（GX）への取組も進めます。

職員給与費については、人事異動により変動があること、また時間外勤務縮減を目指していることなどから、同程度に推移することを見込んでいます。

### 2 魚野川流域下水道負担金

魚野川流域下水道維持管理費負担金及び資本費負担金は、令和7年度から9年度までは流入量に応じ94円/m<sup>3</sup>として計上しています。県の維持管理負担金計画に基づき、3年に1度見直しをされることとなっています。

### 3 組織の活性化と人材育成

地方公営企業法の基本理念を達成するために、サービス精神と広い視野に立った経営感覚のある人材の育成を進めます。局内研修の実施とともに他機関への研修会へ参加させ、人材の育成を行いながら、組織の活性化を図っていきます。

### 4 未収金の徴収対策

使用料の未納に対しては、ガス料金及び水道料金と併せての電話や個別訪問による納入依頼、納入誓約書の徴取による計画的な支払いの実施などを行います。人口減少による使用料収入減が見込まれる中、徴収率の一層の向上に注力していくことが重要になります。

### 5 接続率の向上

広報等による普及・啓発活動により下水道への接続率は年々向上しつつありますが、未接続世帯に対しては個別事情の把握・データ整理を行いながら啓発活動を行い、未接続の解消を図っていきます。

### 6 資金管理・調達に関する事項

内部留保資金など活用可能な資金は、「魚沼市公金運用基準」及び「魚沼市国債等の取得、管理及び処分に関する要綱」に基づき効果的かつ適切に運用します。施設整備の資金調達に関しては、国の支援がある優良債（下水道債、過疎債）を活用して償還費用の平準化を図り、健全経営に努めます。

### 7 情報公開に関する事項

市報やホームページ等の活用により、市民から下水道事業を正しく理解いただき、より良い評価がいただけるよう、予算・決算状況、使用料、新規接続手続きなどを周知・広報します。周知内容を常に検証し、分かりやすい広報を心がけてまいります。

## 第5節 その他今後検討予定の取組

### 1 広域化・共同化

市町村の枠を超えた広域的な連携の推進については、スケールメリットによる経費節減や組織体制の強化など、幅広い効果が期待されているものの、地理的な条件や使用料体系も大きく異なることから難しい状況ですが、事務系業務の一部について、共同化の可能性を視野に入れ、近隣自治体と調整連携を図りながら検討していきます。

### 2 デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

持続的な水道事業を実現するためには、ICTや生成AI技術を活用し、業務の効率化・最適化を行うデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進が不可欠です。ドローンやAIを使用した点検や劣化診断など、設備管理の効率化を検討していきます。

### 3 下水道事業におけるウォーターPPP導入の検討

国では、官民連携方式（管理・更新一体マネジメント方式）について、公共施設等運営事業と併せて、ウォーターPPPとして導入拡大を推進しています。

本市では、これまでも下水道施設や管路の改築、更新で実施計画作成や設計業務等において業務委託を行ってまいりました。下水道事業におけるウォーターPPPの導入については現時点で具体的な計画が未定ではありますが、将来的に委託業務の拡大を検討するとともに、導入について検討していきます。

### 4 国による制度改正に伴う対応

国による補助事業や交付金事業の拡充等の制度改正の状況を注視し、拡充される補助対象事業の導入にあたっては内容を精査し検討していきます。

### 5 新たな財源に関する検討

排水設備等工事の確認申請や竣工検査に要する費用や、開閉栓手数料等について、お客様から一定のご負担をいただくなど、新たな財源創出の検討を進めます。

## 第5章 経費回収率の向上に向けたロードマップ

令和2年度の国土交通省通知による「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」に基づき、経費回収率の向上に向けたロードマップを次に示します。

項目	経営戦略計画期間（10年間）									
	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
経費回収率(%)	94.90	94.80	94.80	94.60	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
接続率(%)	97.65	97.75	97.85	97.95	98.05	98.15	98.25	98.35	98.45	98.55

本市の下水道事業の経費回収率は、令和3年度まで100%を維持していましたが、令和4年度から100%を下回っているため、計画期間中において100%を目標とします。

また、接続率については、人口減少に伴い下水道使用料の減少が見込まれますが、引き続き未接続世帯に対し啓発活動を行い接続率を向上させるとともに、下水道使用料の維持を目指します。

今後も、持続可能な下水道事業を目指し、施設の統廃合等を実施します。

◆流域下水道接続事業（単独特環2処理区、農業集落排水7処理区）

……令和4年度～令和21年度

## 第6章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略は、毎年度モニタリング（進捗管理）を行い、国により3年から5年に一度ローリング（見直し）を行うよう示されています。

本市の使用料については、4年に一度見直しの検討を行うこととなっていることから、本戦略については、料金改定見直しを経た5年目に中間見直しを行うこととします。

### ■使用料見直し、経営戦略改定計画

項目	経営戦略計画期間（10年間）									
	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
使用料見直し				検討 R12～15				検討 R16～19		
経営戦略改定					中間 見直し					次期計画 策定

ローリングでは、本戦略における投資・財政計画と実績との差異やその原因の分析をPDCAサイクルで行い、その結果を反映させていきます。

PDCAサイクルとは、「Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）」という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務改善や効率化を図る考え方の一つで、この一連の循環を繰り返すことで成長を継続し、より大きな成果につなげていくことがPDCAサイクルの目的となります。



また、これらのプロセス（手続き、過程）にあたっては、「魚沼市公営企業運営審議会」に意見を求め、客観的かつ合理的に行うことができるよう配慮します。併せて、経営比較分析表の各種経営指標を活用し、経営環境の類似する団体との経営状況の比較などにより、経営健全化・効率化に取り組んでいきます。

〈巻末〉

経営比較分析表（令和5年度決算）

事業名		業種名		類似団体区分		管理者の情報		面積 (km <sup>2</sup> )		人口 (人)	
事業名	下水道事業	下水道事業	下水道事業	公共下水道	公共下水道	非設置	非設置	946.76	35.01	33,149	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
法適用	法適用	法適用	法適用	法適用	法適用	法適用	法適用	処理区域面積 (km <sup>2</sup> )	処理区域人口 (人)	処理区域人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	2,248.42
資金不足比率 (%)	80.76	自己資本構成比率 (%)	60.46	有収率 (%)	82.03	1ha当り20m <sup>3</sup> 以上処理量割合 (%)	4.114	8.84	19,876		

グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)

【】 令和5年度全国平均

### 1. 経営の健全性・効率性

① 経費収支比率 (%)

年度	経費収支比率 (%)
2023	109.21
2024	107.81
令和5年度全国平均	106.91

② 集料欠損金比率 (%)

年度	集料欠損金比率 (%)
2023	17.65
2024	11.45
令和5年度全国平均	10.53

③ 流動比率 (%)

年度	流動比率 (%)
2023	84.63
2024	44.26
令和5年度全国平均	57.76

④ 企業債返済対事業債返済比率 (%)

年度	企業債返済対事業債返済比率 (%)
2023	1,058.24
2024	3,933.30
令和5年度全国平均	720.84

⑤ 経費回収率 (%)

年度	経費回収率 (%)
2023	74.17
2024	79.77
令和5年度全国平均	89.17

⑥ 汚水処理原価 (円)

年度	汚水処理原価 (円)
2023	127.77
2024	153.38
令和5年度全国平均	184.85

⑦ 施設利用率 (%)

年度	施設利用率 (%)
2023	49.27
2024	49.47
令和5年度全国平均	55.04

⑧ 水徴収率 (%)

年度	水徴収率 (%)
2023	83.16
2024	82.06
令和5年度全国平均	91.92

⑨ 有形固定資産減価償却率 (%)

年度	有形固定資産減価償却率 (%)
2023	24.10
2024	19.93
令和5年度全国平均	31.14

⑩ 営業老朽比率 (%)

年度	営業老朽比率 (%)
2023	0.00
2024	0.00
令和5年度全国平均	0.06

⑪ 営業改善率 (%)

年度	営業改善率 (%)
2023	0.32
2024	0.10
令和5年度全国平均	0.07

⑫ 営業老朽化率 (%)

年度	営業老朽化率 (%)
2023	0.00
2024	0.00
令和5年度全国平均	0.76

⑬ 営業改善率 (%)

年度	営業改善率 (%)
2023	0.00
2024	0.00
令和5年度全国平均	0.06

### 2. 老朽化の状況

① 有形固定資産減価償却率 (%)

年度	有形固定資産減価償却率 (%)
2023	24.10
2024	19.93
令和5年度全国平均	31.14

② 営業老朽比率 (%)

年度	営業老朽比率 (%)
2023	0.00
2024	0.00
令和5年度全国平均	0.06

③ 営業改善率 (%)

年度	営業改善率 (%)
2023	0.32
2024	0.10
令和5年度全国平均	0.07

④ 営業老朽化率 (%)

年度	営業老朽化率 (%)
2023	0.00
2024	0.00
令和5年度全国平均	0.76

⑤ 営業改善率 (%)

年度	営業改善率 (%)
2023	0.00
2024	0.00
令和5年度全国平均	0.06

⑥ 営業老朽化率 (%)

年度	営業老朽化率 (%)
2023	0.00
2024	0.00
令和5年度全国平均	0.76

⑦ 営業改善率 (%)

年度	営業改善率 (%)
2023	0.00
2024	0.00
令和5年度全国平均	0.06

⑧ 営業老朽化率 (%)

年度	営業老朽化率 (%)
2023	0.00
2024	0.00
令和5年度全国平均	0.76

⑨ 営業改善率 (%)

年度	営業改善率 (%)
2023	0.00
2024	0.00
令和5年度全国平均	0.06

⑩ 営業老朽化率 (%)

年度	営業老朽化率 (%)
2023	0.00
2024	0.00
令和5年度全国平均	0.76

⑪ 営業改善率 (%)

年度	営業改善率 (%)
2023	0.00
2024	0.00
令和5年度全国平均	0.06

⑫ 営業老朽化率 (%)

年度	営業老朽化率 (%)
2023	0.00
2024	0.00
令和5年度全国平均	0.76

⑬ 営業改善率 (%)

年度	営業改善率 (%)
2023	0.00
2024	0.00
令和5年度全国平均	0.06

⑭ 営業老朽化率 (%)

年度	営業老朽化率 (%)
2023	0.00
2024	0.00
令和5年度全国平均	0.76

⑮ 営業改善率 (%)

年度	営業改善率 (%)
2023	0.00
2024	0.00
令和5年度全国平均	0.06

⑯ 営業老朽化率 (%)

年度	営業老朽化率 (%)
2023	0.00
2024	0.00
令和5年度全国平均	0.76

⑰ 営業改善率 (%)

年度	営業改善率 (%)
2023	0.00
2024	0.00
令和5年度全国平均	0.06

⑱ 営業老朽化率 (%)

年度	営業老朽化率 (%)
2023	0.00
2024	0.00
令和5年度全国平均	0.76

⑲ 営業改善率 (%)

年度	営業改善率 (%)
2023	0.00
2024	0.00
令和5年度全国平均	0.06

⑳ 営業老朽化率 (%)

年度	営業老朽化率 (%)
2023	0.00
2024	0.00
令和5年度全国平均	0.76

㉑ 営業改善率 (%)

年度	営業改善率 (%)
2023	0.00
2024	0.00
令和5年度全国平均	0.06

㉒ 営業老朽化率 (%)

年度	営業老朽化率 (%)
2023	0.00
2024	0.00
令和5年度全国平均	0.76

㉓ 営業改善率 (%)

年度	営業改善率 (%)
2023	0.00
2024	0.00
令和5年度全国平均	0.06

㉔ 営業老朽化率 (%)

年度	営業老朽化率 (%)
2023	0.00
2024	0.00
令和5年度全国平均	0.76

㉕ 営業改善率 (%)

年度	営業改善率 (%)
2023	0.00
2024	0.00
令和5年度全国平均	0.06

㉖ 営業老朽化率 (%)

年度	営業老朽化率 (%)
2023	0.00
2024	0.00
令和5年度全国平均	0.76

㉗ 営業改善率 (%)

年度	営業改善率 (%)
2023	0.00
2024	0.00
令和5年度全国平均	0.06

㉘ 営業老朽化率 (%)

年度	営業老朽化率 (%)
2023	0.00
2024	0.00
令和5年度全国平均	0.76

㉙ 営業改善率 (%)

年度	営業改善率 (%)
2023	0.00
2024	0.00
令和5年度全国平均	0.06

㉚ 営業老朽化率 (%)

年度	営業老朽化率 (%)
2023	0.00
2024	0.00
令和5年度全国平均	0.76

㉛ 営業改善率 (%)

年度	営業改善率 (%)
2023	0.00
2024	0.00
令和5年度全国平均	0.06

㉜ 営業老朽化率 (%)

年度	営業老朽化率 (%)
2023	0.00
2024	0.00
令和5年度全国平均	0.76

㉝ 営業改善率 (%)

年度	営業改善率 (%)
2023	0.00
2024	0.00
令和5年度全国平均	0.06

㉞ 営業老朽化率 (%)

年度	営業老朽化率 (%)
2023	0.00
2024	0.00
令和5年度全国平均	0.76

㉟ 営業改善率 (%)

年度	営業改善率 (%)
2023	0.00
2024	0.00
令和5年度全国平均	0.06

㊱ 営業老朽化率 (%)

年度	営業老朽化率 (%)
2023	0.00
2024	0.00
令和5年度全国平均	0.76

㊲ 営業改善率 (%)

年度	営業改善率 (%)
2023	0.00
2024	0.00
令和5年度全国平均	0.06

㊳ 営業老朽化率 (%)

年度	営業老朽化率 (%)
2023	0.00
2024	0.00
令和5年度全国平均	0.76

㊴ 営業改善率 (%)

年度	営業改善率 (%)
2023	0.00
2024	0.00
令和5年度全国平均	0.06

㊵ 営業老朽化率 (%)

年度	営業老朽化率 (%)
2023	0.00
2024	0.00
令和5年度全国平均	0.76

㊶ 営業改善率 (%)

年度	営業改善率 (%)
2023	0.00
2024	0.00
令和5年度全国平均	0.06

㊷ 営業老朽化率 (%)

年度	営業老朽化率 (%)
2023	0.00
2024	0.00
令和5年度全国平均	0.76

㊸ 営業改善率 (%)

年度	営業改善率 (%)
2023	0.00
2024	0.00
令和5年度全国平均	0.06

㊹ 営業老朽化率 (%)

年度	営業老朽化率 (%)
2023	0.00
2024	0.00
令和5年度全国平均	0.76

㊺ 営業改善率 (%)

年度	営業改善率 (%)
2023	0.00
2024	0.00
令和5年度全国平均	0.06

㊻ 営業老朽化率 (%)

年度	営業老朽化率 (%)
2023	0.00
2024	0.00
令和5年度全国平均	0.76

㊼ 営業改善率 (%)

年度	営業改善率 (%)
2023	0.00
2024	0.00
令和5年度全国平均	0.06

㊽ 営業老朽化率 (%)

年度	営業老朽化率 (%)
2023	0.00
2024	0.00
令和5年度全国平均	0.76

㊾ 営業改善率 (%)

年度	営業改善率 (%)
2023	0.00
2024	0.00
令和5年度全国平均	0.06

㊿ 営業老朽化率 (%)

年度	営業老朽化率 (%)
2023	0.00
2024	0.00
令和5年度全国平均	0.76

全体総括

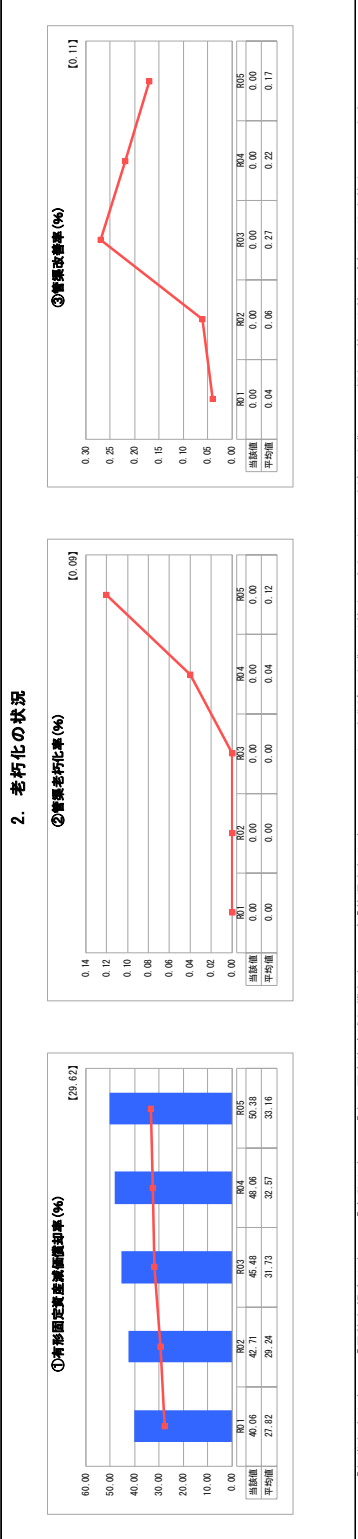
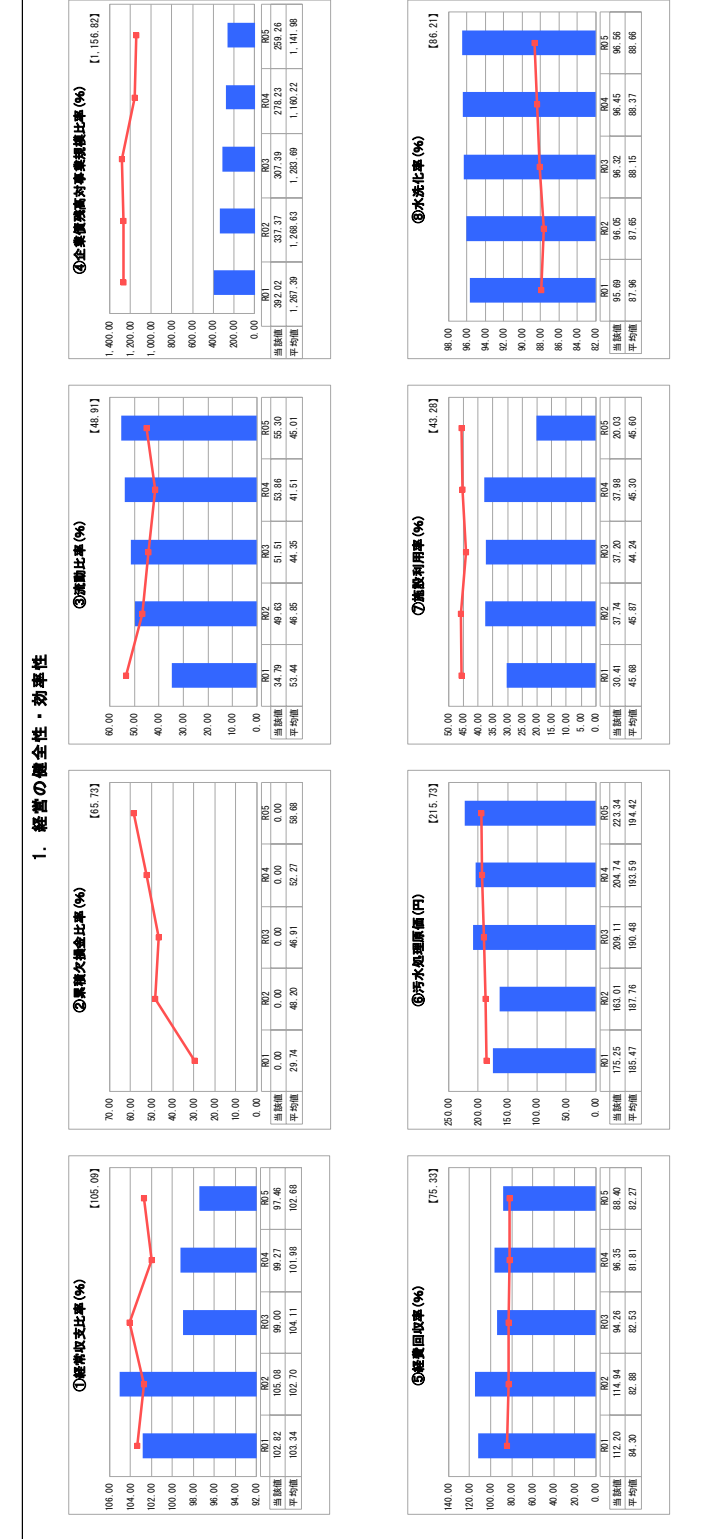
・整備はほぼ完了しており、事業は施設設備の維持・管理が主業務となっている。

・事業に必要となる費用は、使用料収入や一般会計からの繰入金（企業債償還の交付措置等）等で賄われており、健全な経営状況である。水徴収率が100%に近く新たな増収が望まれないため、今後も人口減少や節水志向等の影響を受け、使用料収入の減少が懸念される。

・山間地という地域性から、特選・集排水の処理施設が多量に存在しているが、今後も単なる施設更新ではなく集

経営比較分析表（令和5年度決算）

新潟県 魚沼市	事業名	類似団体区分	管理者の情報	人口（人）	面積（km <sup>2</sup> ）	人口密度（人/km <sup>2</sup> ）
法適用	下水道事業	D1	非設置	33,149	946.76	35.01
資金不足比率（%）	自己資本構成比率（%）	普及率（%）	1か月20㎡以上の処理量（円）	処理区域内人口（人）	処理区域面積（km <sup>2</sup> ）	処理区域内人口密度（人/km <sup>2</sup> ）
-	81.91	21.57	4,114	7,091	4.53	1,565.34



### グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）

【】 令和5年度全国平均

### 分析欄

#### 1. 経営の健全性・効率性について

- 経常収支比率については、今年度は経常利益に伴う動力費の上昇により、健全経営の水準に達していない（令和2年度は収益認識に関する会計処理の変更により、使用料収入や取水量が例年と比べ1ヶ月分多く計上されている。）
- 流動比率は、企業価値が年々減少していること等から全体的には緩やかに上昇している。過去の設備に係る企業価値減価償却率は、過去年度取得に係る企業価値減価償却率に比べて減少しているが、類似団体との比較では企業価値減価償却率が低いことを示している。
- 経費回収率は、経費が使用料を上回っており、処理費用を回収できておらず、類似団体との比較でも高い状況である。
- 汚水処理原価は、整備がほぼ完了し稼働率も高く、一般会計負担金の減少に伴い、処理原価の上昇が図込まれる。

#### 2. 老朽化の状況について

- 集塵が特長し、小規模な処理区設定となっており、低劣化（設備）が多数存在している。有価固定資産減価償却率は、整備がほぼ完了し、区域拡張に後々大きな影響はないため、償却が速んでいくことによる通帳額にある。償却していない償却は、老朽化による更新の時期となっていないが、中絶大震災や豪雨等の特性による積り一部では、維持管理の中で必要な修繕や更新を実施する必要があり、また、不明水が多くなっている。引き続き箇所の特定期と対応が必要となっている。
- 管渠改善率は、中絶大震災で被災した管渠の復旧のために管渠更新や更正、処理区間の接続等へ投資したことにより、その後、改善が必要な箇所が無い状況が続いている。

### 全体総括

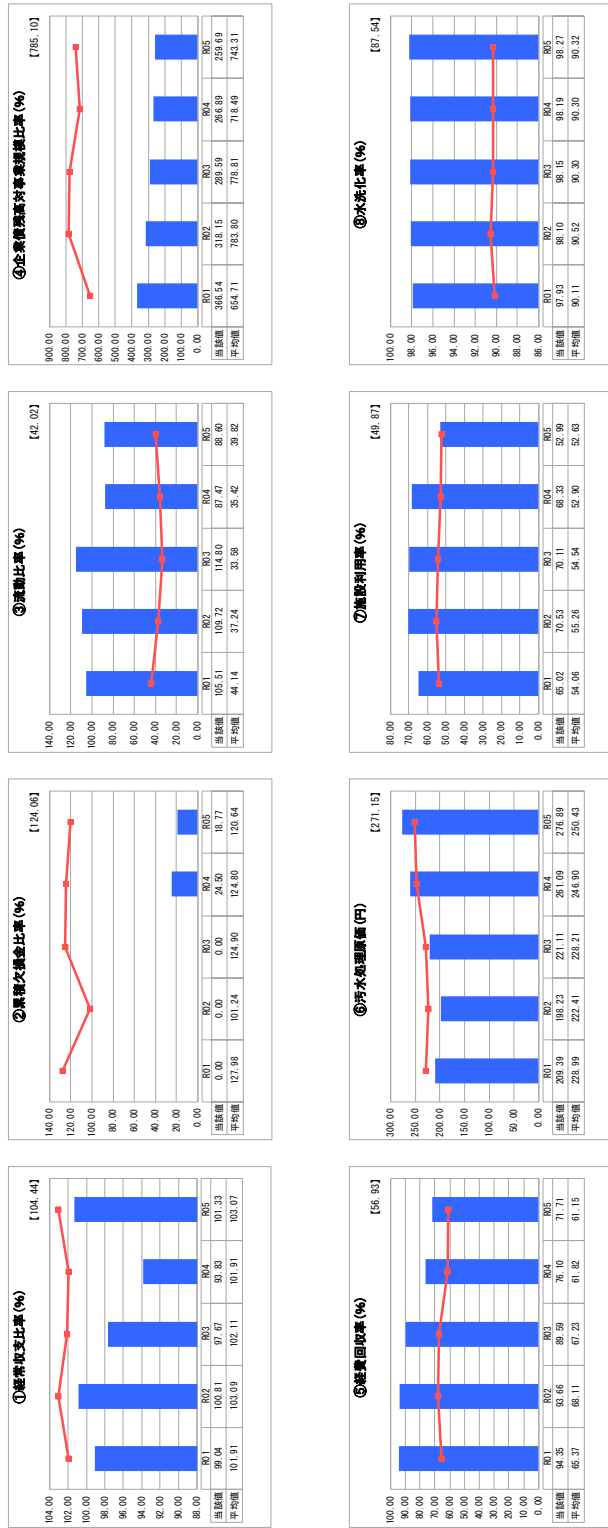
- 整備はほぼ完了しており、事業は施設稼働の維持管理が主な業務となっている。
- 事業に要する費用は、使用料収入や一般会計からの繰入金（企業価値償還の交付枠措置等）等で賄われており、健全な経営状況といえる。水劣化率が100%に近く新たな接続が実施されないため、今後も人口減少や雨水等向の影響を道に受け、使用料収入の減少が予想される。また、観光地に所在する処理施設も、天候や観光客等による入込客が増減し、使用料収入に影響してくる。
- 山間地という地域性から処理施設が多岐存在していることから、今後「中絶大震災」の復旧と下水道事業の維持管理の両立を図ることにより、将来的な設備の更新と施設改善の両立を図られるよう推進するものとする。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「事業老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法非適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出してしています。

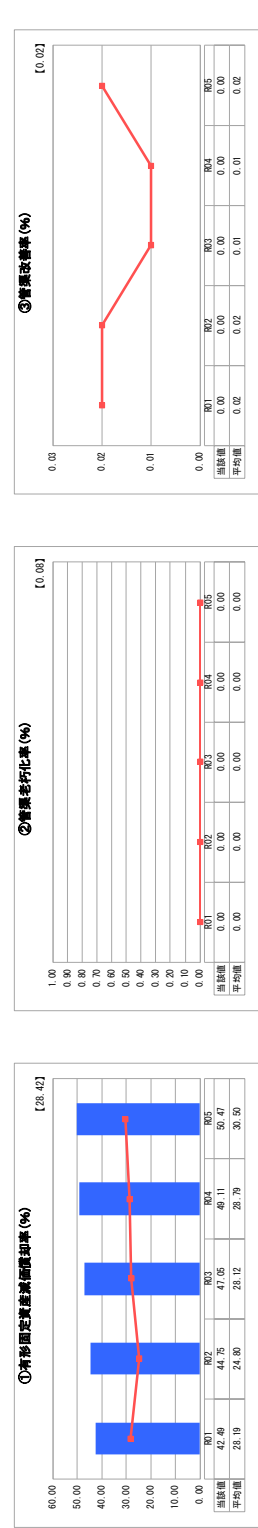
## 経営比較分析表（令和5年度決算）

新潟県 魚沼市		事業者の情報		類似団体区分		管理者の情報	
業種名	下水道事業	事業名	農業廃排水	類似団体区分	FI	管理者	非設置
法適用	下水道事業	普及率(%)	17.07	有収率(%)	64.23	1か月20m <sup>3</sup> 以上の処理量(円)	4,114
資金不足比率(%)	-	自己資本構成比率(%)	86.58				
						人口(人)	33,149
						面積(km <sup>2</sup> )	946.76
						人口密度(人/km <sup>2</sup> )	35.01
						処理区域面積(km <sup>2</sup> )	4.29
						処理区域人口(人)	5,612
						処理区域人口密度(人/km <sup>2</sup> )	1,308.16

### 1. 経営の健全性・効率性



### 2. 老朽化の状況



※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産更新率」としては、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみを類似団体平均及び全国平均を算出しています。

### グラフ凡例

- 当該団体値 (青緑色)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 【】 令和5年度全国平均

### 分析欄

#### 1. 経営の健全性・効率性について

・経常収支比率については、経常収入状況の増加に伴い、収支が費用を上回り健全な経営状態となっている。

・累積欠損金比率は、前年度から減少し18.77%となっている。

・流動比率は、平成28年度の法制度改正により流動負債に企業債償還費を計上することとなったため、多くとなっているが、交付枠削減される企業債が占められることにより、企業債償還が年々減少していることから、直ちに健全性が損なわれるとは言いえない。

・企業規模対等事業規模比率は、過去の整備に係る企業債償還が大きいこと、単年度決算に列する企業債償還が大きいこと、類似団体との比較では償還額が大きいことによる影響が認められる。このため、償還額を回収比率と同様に、類似団体との比較でも高い状況である。

・汚水処理用は、整備が完了し接続も工事となっており、本年度も燃料費増減の影響を受け、動力費が増加し汚水処理用原価を向上させた。また、動力費削減に向けた取り組みも進められている。

・一般会計負担金の減少に伴い、処理原価の上昇も見込まれる。

・施設利用率は、人口減少等に伴う処理水量の減少により利用率が減少傾向となっている。

#### 2. 老朽化の状況について

・集落が散在し、小規模な処理区設定となっており、施設(設備)が多数存在している。

・有形固定資産更新率減少傾向にある。償還が進んでいないことによる更新率低下傾向にある。

・管理は、老朽化による更新の時期となっていないが、中越大地震や豪雪地の特性による損傷が一層と見られ、引き続き箇所の特定期とその対応が必要となっている。

・管理改善率は、施設の耐震化による接続管の布設以外では更新等行っていないことが反映している。

### 全体総括

・整備は完了しており、事業は施設設備の維持管理が主な業務となっている。使用料収入や一般会計からの繰入金、企業債償還費(交付枠削減等)等が削減されることによる収入減少が懸念される。汚水処理用は、山間地と山間地からの影響を考慮し、使用料収入の減少が懸念される。

・山間地と山間地からの影響を考慮し、使用料収入の減少が懸念される。接続管やポンプタンクを増やす方向も考える。接続管やポンプタンクを増やす方向も考える。接続管やポンプタンクを増やす方向も考える。

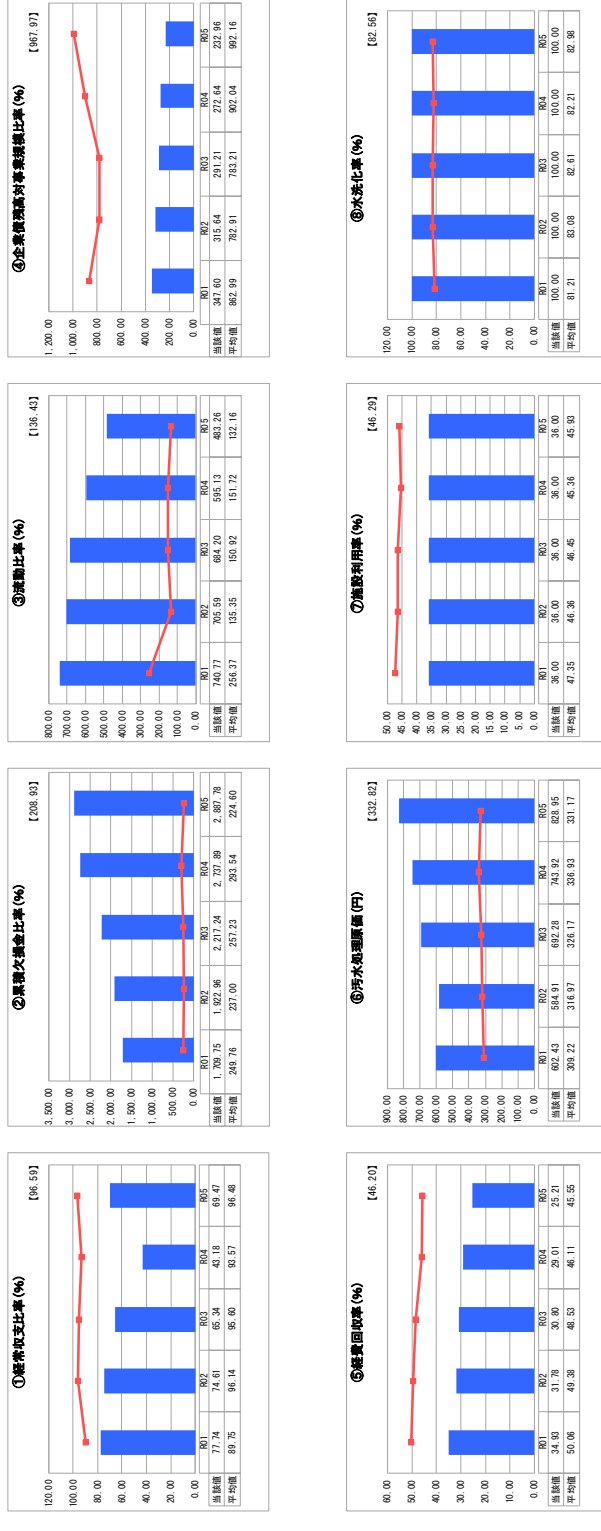
・平成28年度に策定した「魚沼市下水道事業経営戦略」の進捗管理や計画見直しを行いながら、経営の質と効率性を高める。市民サービスに資するものとする。



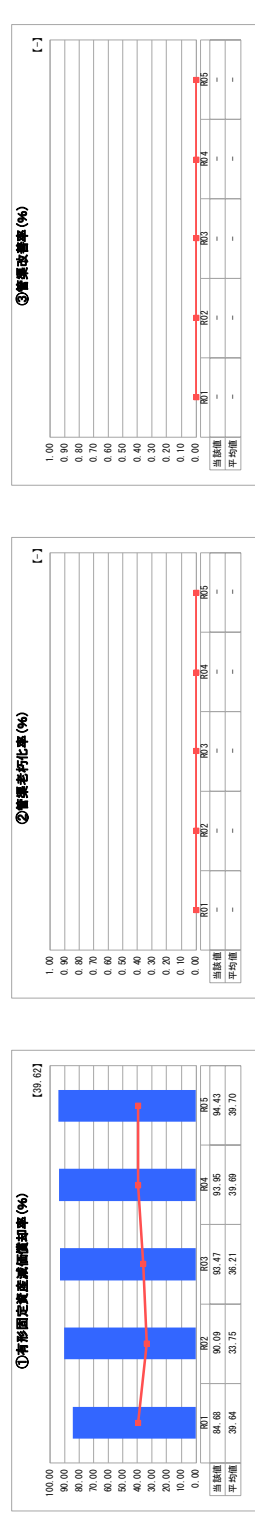
経営比較分析表（令和5年度決算）

新潟県 魚沼市	事業名	類似団地区分	事業者の情報	人口（人）	面積（km <sup>2</sup> ）	人口密度（人/km <sup>2</sup> ）
法適用	下水道事業	L2	非設置	33,149	946.76	35.01
資金不足比率（%）	自己資本構成比率（%）	普及率（%）	1千200m <sup>2</sup> 以上の事業所数（件）	処理区域内人口（人）	処理区域面積（km <sup>2</sup> ）	処理区域人口密度（人/km <sup>2</sup> ）
-	30.44	0.09	4,114	29	0.01	2,900.00

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



※「経常収支比率」、「累積欠損率比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「有形老朽比率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

グラフ凡例

- 当該団体値（当年度値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 【】 令和5年度全国平均

分析概

1. 経営の健全性・効率性について  
 ・経常収支比率は、費用が収益を上回っており低い水準となっていることから、累積欠損率は増加している。小規模な事業であり、また処理段階は類似団体の数少なく、適切な比較が難しいところである。  
 ・個別処理施設のため毎々の施設の初期投資に係る資本コストがかかることから、処理原価も高くなっている。また、使用料は市内の下水道関連5事業が一体的に運営されていることから統一しており、そのため、処理原価に異合った使用料の徴収が出来ないため、経費回収率は、設備当時より人口や流入水量に減少傾向であるが、対象件数が少なく、処理人口に差があるため、設備に大きく影響するもの、近年人口増加で推移している。個別処理であるため流入水量に異合った処理への割合が大きい。  
 ・水処理率は、100%となっており、接続は完了している。

2. 老朽化の状況について

・小規模な処理区設定となっている。  
 ・有形固定資産減価償却率は、整備が完了し、区域拡張に係る大きな投資はないため、備前が進んでいくことによる増傾向にある。  
 ・管渠は、老朽化による更新の時期となっている。

全体概況

整備は完了しており、事業は施設設備の維持管理が主な業務となっている。使用料収入や一般会計からの事業に充てる費用は、使用料収入や一般会計からの繰入金（生業債償還の交付料措置等）、等、繰越金による水処理に充てられ、繰越金が減少している。今後、使用料収入の減少が顕著になる可能性がある。今後、処理施設の更新が進展するが、使用料収入は高い水準にあり、更新費用の捻出に困難が予想される。  
 ・平成28年度に策定した「魚沼市下水道事業経営戦略」の維持管理や計画年度直しを行っていないが、経営の質と効率性を高め、市民サービスの一歩の安定した継続を図られるよう運営するものとする。

## 用語解説

五十音順	用語	説明
あ行	維持管理費	日常の排水処理施設の維持管理に要する経費で、修繕費、委託費等とそれに係る人件費等によって構成。
	ウォーターPPP	水道・工事用水道・下水道などの水分野において、民間のノウハウ・創意工夫を活用した施設の管理・更新等を行う官民連携方式の総称。
	汚水処理原価	有収水量1 m <sup>3</sup> 当たりの汚水処理に要した費用。資本費（支払利息、減価償却費）及び維持管理費を含めたコスト。
	汚水処理費	汚水にかかる維持管理費と資本費（企業債等利息及び減価償却費）。
か行	過疎債	「過疎債」とは「過疎対策事業債」のことで、過疎地域に指定された市町村が過疎計画に基づく事業財源として特別に発行が認められた「地方債」のこと。その返済額の70%が国からの交付金に上乘せられ、市の実質的負担が30%に抑えられる貴重な財源となっている。
	かんきょ管渠	下水道の管渠は、家庭や工場などから集めた汚水を処理場まで運ぶ重要な役割を担う下水道管のこと。
	管渠改善率	当該年度に更新した管渠延長に割合を表した割合で、管渠の更新ペースや状況を示している。
	管渠老朽化率	法定耐用年数を越えた管渠延長の割合を表した割合で、老朽化の度合いを示している。
	企業会計	現金の動きやその残高のみではなく、債権債務の発生の事実に基づいて経理し（発生主義）、その年度の事業活動に係るもの（収益的収支）と翌年度以降の事業活動の基になるもの（資本的収支）とに区分して経理することにより、経営成績や財政状態を明らかにする会計方式。
か行	企業債	地方公営企業が行う建設改良事業などに要する資金に充てるために借入する地方債（国などからの長期借入金）。
	企業債残高対事業規模比率	使用料収入に対する企業債残高の割合で、企業債残高の規模を表す割合。
	基準外繰入金	一般会計から下水道事業会計に繰り入れる金額のうち、使用料の収入不足を補てんする運営補助のために繰り出されるもの。下水道利用者以外の非受益者を含む一般会計からの補填である対比として基準内繰入金がある。
	逆止弁	配管内での、流体の流れの中で、逆流させたくない場所に取り付ける配管部品。

五十音順	用語	説明
か行	グリーントランスフォーメーション (GX)	化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体を変革すべく、エネルギーの安定供給・経済成長・排出削減の同時実現を目指すため国が推進している取組のこと。
	経営戦略	公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくために作成する、中長期的な経営の基本計画。
	経常収益	料金収入などの本来の営業活動から生じる営業収益と、他会計からの繰入金や預金利息などの本来の営業活動以外の活動によって得られる営業外収益の合計。
	経常収支比率	給水収益等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標。
	経常費用	職員給与費や動力費、修繕費などの本来の営業活動で生じる営業費用と、支払利息などの本来の営業活動以外の活動によって生じる営業外費用の合計。
	経費回収率	使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標。
	下水処理施設	下水道の汚水を浄化し、河川等へ放流する施設のこと。
	下水道普及率	下水道を利用できる地域の人口を、行政人口で除した値で表される率。人口に占める下水道管が整備された地区に住む人の数ということになる。
	減価償却費	土地などを除く固定資産（建物・水道管など）の減価（価値の減少）を、使用年度にわたり、合理的かつ計画的に費用として負担させるための、会計上の処理又は手続を減価償却といい、この処理又は手続によって特定の年度の費用とされた固定資産の減価額を減価償却費という。
	公共下水道事業	主として市街地における下水を排除し又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの。
	個別排水処理事業	一戸に1基ずつ合併処理浄化槽を市が設置し、使用料の徴収、施設の管理も市が行う事業。
さ行	施設利用率	施設の利用状況や適正規模を総合的に判断する指標。大きいほど施設を限界能力まで利用したことになる。
	支弁職員	支弁とは、金銭を支払うことであり、支弁職員とは、給料が支払われている職員のこと。
	資本的収支	企業の将来の経営活動に備えて行う建設改良費及び建設改良にかかる企業債償還金などの支出と、その財源となる企業債や補助金などの収入をいう。

五十音順	用語	説明
さ行	収益的収支	一事業年度の企業の経営活動に伴い発生する全ての収益とそれに対応する全ての費用。
	収益認識基準	売上をどのように認識し、どのタイミングで財務諸表上に反映するかという会計基準のこと。令和3年4月1日から新収益認識基準が適用となり、履行義務が確定した段階で収益認識とみなすこととなった。
	小規模集合排水処理事業	農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設を整備することで、農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に役立てるとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図るもの。
	水洗化率	処理区域（整備が完了し、接続できる区域）内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合。
	ストックマネジメント	持続可能な事業継続を目的とし、下水道施設の状況を客観的に把握、評価し、設置、維持管理、更新、長寿命化対策、処分等にかかるコストの低減を考慮し、長期的な施設の状況を予測しながら、計画的かつ効率的に管理すること。
	総括原価方式	将来の料金改定にあたり、直近の料金算定期間内における原価算定の内訳などを表形式で示したもの。
た行	耐震化	地震による被害を最小限にとどめるための対策。発災前及び発災後の対策に分けることができる。
	ダウンサイジング	水需要の減少や技術進捗に伴い、施設更新等に際して施設能力を縮小し、施設の効率化を図ること。
	ポンプ場	下水処理場に汚水を送るための機械・電気設備が設置されている施設。汚水は中継ポンプ場にいったん貯められ、一定の量まで貯まると、高いところへ運び、そこからは高低差を利用した自然流下により下水処理場に送られる。
	長期前受金戻入	資産取得時に財源とした補助金等（長期前受金）を、減価償却に対応して収益化したもの。
	長寿命化	施設等の傷みや設備に不具合が頻繁に発生した際に、使用期間を伸ばす目的で、その一部を取替等を行いながら使い続けること。
	ていぞう 逓増制	汚水量が多いほど、それに比例して下水処理コストが増加することから、排水量に応じ使用料をあげていく仕組み。
	デジタルトランスフォーメーション (DX)	データやAI等のデジタル技術を活用して、業務プロセスの改善及びビジネスを変革すること。

五十音順	用語	説明
た行	特定環境保全公共下水道事業	公共下水道のうち、市街化区域以外の区域において設置されるもので、自然公園法第2条に規定されている自然公園の区域内の水域の水質を保全するために施行されるもの(以下、自然保護下水道という。)、又は、公共下水道の整備により生活環境の改善を図る必要がある区域において施行されるもの(以下、農村漁村下水道という。)及び、処理対象人口が概ね1000人未満で水質保全上特に必要な地区において施行されるもの(以下、簡易な公共下水道という。)を「特定環境保全公共下水道」としている。
な行	農業集落排水事業	農村地域における下水道を整備する事業。
は行	BCP	大規模な災害、事故、事件等で職員、庁舎、設備等に相当の被害を受けても、下水道における優先実施業務を中断させない、中断しても許容時間内に復旧できるようにするための「業務継続計画」。
	PDCAサイクル	業務プロセス管理手法の一つで、Plan(計画)-Do(実施)-Check(検証)-Action(見直し)の4段階を繰り返すことによって、継続的な改善を目指していく手法。
	PPP	従来地方公共団体が行ってきた事業に、民間企業が企画・計画段階から参加して、設備は官が保有したまま、設備投資や運営を民間事業者任せにする民間委託などを含む手法。
	普及率	下水道を利用できる地域の人口を、行政人口で除した割合のこと。
	不明水	下水道に流される水のうち、有収汚水以外のものであり、地下水や直接浸入水などからなるもの。原因として、汚水栓の破損、宅内配管を原因とする流入や、老朽化した管渠の継手部分やひび割れ、破損箇所から浸入すると考えられる。
	法定耐用年数	地方公営企業法施行規則で定められている耐用年数。経理上の基準であり、実際に使用できる年数は実情に応じて変動する。
ま行	マンホール	地下の管渠内で点検、調査、清掃、修繕など、維持管理を行う人が出入りするための設備。
	マンホールトイレ	し尿の汲み取りを必要としない貯留型仮設水洗トイレで、災害等に公共下水道管へ汚物を直接流す仕組みとなっているもの。
や行	有形固定資産減価償却率	有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す割合。
ら行	流域下水道	流域内の各市町村から発生する汚水を、広域的、効率的に集めて無害化処理する下水道。

五十音順	用語	説明
ら行	流動比率	短期的な債務に対する支払能力を表す割合。
	類似団体	総務省より、市町村を処理区域内人口別区分、処理区域内人口密度区分、供用開始年数区分で類型化したもの。
	累積欠損金比率	営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した欠損金のこと）の状況を表す割合。



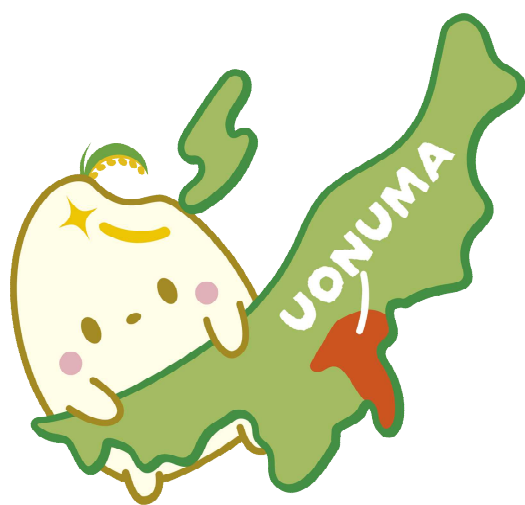
---

## 魚沼市下水道事業経営戦略（第2次）

令和8年3月改定  
魚沼市ガス水道局

〒946-0011 新潟県魚沼市小出島 788 番地  
TEL 025-792-1118 FAX 025-792-1119  
URL <https://www.city.uonuma.lg.jp/>

---



魚沼市公式キャラクター  
うおぬまっち



魚沼市ガス水道局